HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国籍の役割と国民の範囲 : アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて（2）
Author(s)	坂東, 雄介
Citation	北大法学論集, 62(4), 268[197]-215[250]
Issue Date	2011-12-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/47820
Type	bulletin (article)
File Information	HLR62-4_007.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

国籍の役割と国民の範囲―アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて（2）

坂　東　雄　介

目　次

序
　第１章　本稿の視座

第１部：移民規制と絶対的権限の法理
　第２章　「絶対的権限の法理」の生成とその背景―19世紀末の移民法の検討　（以上、62巻２号）
　第３章　「合衆国市民」の範囲―帰化事例を中心に
　　１．帰化と人種
　　１．１．法制度の変遷―帰化法と人種要件
　　１．２．帰化と人種をめぐる判例の展開
　　１．２．１．解釈手法の問題―科学的知見と一般常識の並存
　　１．２．２．中期の判決：1909-1923年－科学的知見か一般常識か
　　１．２．３．Ozawa 判決と Thind 判決―２つの最高裁判決
　　１．３．帰化と人種をめぐる判例が持つ意味
　　１．３．１．Ozawa 判決と Thind 判決が示したこと
　　１．３．２．偏見と差別意識

　　２．帰化と人種への補足としての女性
　　２．１．合衆国建国当初― Shanks v. Dupont
　　２．１．１．Shanks v. Dupont, 28 U.S.242 (1830)
　　２．１．２．Shanks 判決の検討
　　２．２．方向転換―婚姻による忠誠の移転

２．２．１．1855年法の制定
２．２．２．1855年法のもう一つの意図
２．３．1907年法３条の影響―合衆国市民権の喪失によって生じる不利益
２．４．1922年法
２．４．１．条文の内容
２．４．２．合衆国市民権の再開に関する人種上の制約について
２．５．性差別的要件の撤廃と現代

３．出生地主義と人種― Wong Kim Ark 判決の持つインパクト

４．帰化と思想信条の自由
４．１．制定法の変遷
４．２．判例の検討
４．２．１．United States v.Schwimmer
４．２．２．Schneiderman v.United States
４．２．３．Giroud v.United States
４．３．思想の選別と帰化資格の設定
４．３．１．合衆国市民の範囲と寛容
４．３．２．Schneiderman 判決の意義―合衆国の寛容さ
４．４．小括

５．本章が示したこと　（以上、本号）

第４章　絶対的権限の法理の理論的背景
第５章　絶対的権限の法理の修正―20世紀後半の判例の展開とZadvydas v. Davis 判決が有する理論的意味

第２部：合衆国市民と異質な他者―インディアン、植民地住民、黒人
第６章　インディアン、島嶼住民への絶対的権限の法理の拡張―異質な他者との接触と合衆国市民の自己理解
第７章　拡張した「絶対的権限の法理」に基づく異質な他者への対応と、20世紀前半の合衆国社会の自己理解
第８章　「異質な他者」であり続けるインディアン部族と島嶼住民―20世紀後半の展開

第３部：合衆国市民権の価値と役割―Warren Court 再検討
　第９章　二級化した合衆国市民の存在―南北戦争以後の憲法修正と政府の取組み
　第10章　Warren Court の論理―合衆国市民権を基礎とした権利保障の対価としての排除

第４部 日本における国籍理論と残された課題
　第11章　国籍の役割と国民の範囲
　第12章　残された課題

第３章　「合衆国市民」の範囲―帰化事例を中心に―

前章では、移民問題を中心に生成し、展開を遂げてきた絶対的権限の法理について検討した。本章は、前章からの問題関心の一環として、帰化事例（主に、人種要件と憲法忠誠要件）を中心に検討することにより、合衆国市民の範囲に関する理解を明らかにすることを目的とする。

周知のように、合衆国憲法の第14修正では、出生地主義を規定している。そのため、合衆国市民として相応しくない人々、人種を合衆国市民から排除しようとしても、彼らが合衆国に入国してしまえば、原則として、彼らの子孫は出生により合衆国市民となる。このように、出入国管理には、合衆国市民の範囲を間接的に統制する役割がある。

他方、後天的な合衆国市民権の取得である帰化は、「特権[1]」と捉えられている。帰化は、出生による合衆国市民権の取得とは異なり、合衆国市民権の取得を一義的に確定する憲法上のルールが存在せず、以下に見るように、連邦議会は、合衆国市民として相応しい人々に対してのみ、選抜して合衆国市民権取得資格を認める法律を制定し、裁判所も、第２章で扱った移民に関する諸事例と同様に、絶対的権限の法理に依拠しながら、連邦議会の制定法を承認してきた[2]。

---

[1] United States v. Macintosh, 283 U.S.605, 615 (1931).

[2] この点については、第４章及び Note, *Constitutional Limitations on the Power of Congress to Confer Citizenship by Naturalization,* 50 Iowa Law Review 1093

そのため、帰化は、合衆国市民の範囲を直接的に規定するために、出入国規制と比べ、それと同等か、場合によってはそれ以上に、「合衆国市民とは誰か」という問いに対する生々しい応答が含まれている。

上記の理由から、合衆国市民の範囲がどのように捉えられてきたのかを明らかにするためには、帰化事例は適切な素材を提供していると考えられる。

１．帰化と人種

以下では、まず、１．１において、合衆国における帰化と人種に関する法律の変遷について整理する。次に、１．２では、帰化と人種をめぐる判決を検討し、１．３では、帰化と人種に関する判決が意味することを明らかにする。

１．１．法制度の変遷―帰化法と人種要件

⑴合衆国憲法は、制定当初、合衆国市民権の取得方法に関して、明示的には規定されていなかったが、連邦議会に対し、統一的な帰化に関する規則を定める権限を授権していた（第１編第８節４項）。連邦議会は、合衆国憲法制定直後の1790年に、この権限に基づき、帰化法を制定した。この帰化法は、帰化資格について、合衆国内に２年以上居住することなどのほかに、「自由な白人であること（being a free white person）[3]」を帰化のために必要な要件として挙げていた。このように、帰化法は、合衆国憲法制定当初から、人種による制限が課せられていた。以下に見るように、紆余曲折を経て、規定そのものは変遷を遂げたが、人種による帰化の制限自体は、最終的には1952年まで継続していた。

合衆国憲法制定当初、市民権取得に関する連邦法において、上記のような人種差別的な規定が設けられたが、このような規定は、当時の各邦の規定と比較しても、それほど違和感がある規定ではない。

例えば、帰化資格者について、ペンシルヴァニア邦憲法（1776年制定）では「自由な居留者（free denizen）」、ヴァーモント邦憲法（1776年制定）

(1965) を参照。

[3] Act of March 26, 1790, ch.3, §1, 1.Stat.103.

では、「自由な市民（a free citizen）と推定される」者と規定されていた。邦憲法ではなく、邦法によって帰化資格者を規定する場合も存在していた。例えば、1779年に制定されたメアリーランド邦の帰化法では、帰化の際、キリスト教を信仰していることを宣言することが必要だった。ヴァージニア邦法（1779年制定）では、領土内で生まれたすべての白人に対して市民権を認めていた。サウス・カロライナ邦法（1784年制定）、ジョージア邦法（1785年制定）においても同様に、「自由な白人（free white persons）」だけが市民権を取得できた[4]。

このような状況の中で制定された帰化に関する最初の連邦法では、白人要件が設定されていたのは自明であった。合衆国市民とは、「同じ祖先より生まれ、同じ言葉を語り、同じ宗教を信じ、同じ政治原理を奉じ、その風俗習慣においてきわめて似ている一つの国民[5]」だからである。合衆国建設期の「若い共和国の人口は、黒人、インディアン、白人によって構成されていた。第一の集団は帰化資格を持たず、第三の集団は受け入れられていた[6]」。

⑵帰化に関する白人要件は、南北戦争終了後の1870年に改正されるまで、特に問題視されることはなかった。1870年の改正法では、「アフリカ出身の外国人（aliens of African nativity）」と「アフリカ系の人々（persons of African descent）」が帰化できるようになった[7]。この改正は、南北戦争が終結し、合衆国憲法に修正が加えられ、黒人は合衆国憲法上の市民ではないと判示したDred Scott判決[8]が否定されるようになったことにより、白人要件に対する批判が高まったことを契機としている[9]。

---

[4] 上記の整理は、Kettner, *The Development of American Citizenship, 1608-1870* 214-216 (1978) に基づく。

[5] アレグザンダ・ハミルトン＝ジョン・ジェイ＝ジェイムズ・マディソン（著）/ 斎藤眞＝武則忠見（訳）『ザ フェデラリスト』（福村出版社・1991年）８頁。

[6] Charles Gordon, *The Racial Barrier to American Citizenship*, 93 University of Pennsylvania Law Review 237, 241 (1945). 以下 Gordon (1945) と略する。

[7] Act of July, 14, 1870, ch.254, §7, 16 Stat.254, 256.

[8] Scott v. Sandford, 19 Howard (60 U.S). 393 (1857).

[9] Ian Haney López, *White by Law* 31-32 (Rev. and updated 10th anniversary ed., 2006). なお、以下では López (2006) と略する。

しかし、1870年改正の目的は、あくまで「白黒の二分法[10]」に基づいて合衆国人民を捉え、黒人を帰化の対象者として認めることである。したがって、アジア系移民は帰化の対象から除外されていた[11]。

実際、1870年改正の際、人種要件を撤廃する案が提出されていたが、この提案は拒否されている。それは、第一に、「黒人は『アメリカ生まれで、キリスト教徒、しかもアメリカ国旗を愛する人々』であるが、中国人は異教徒で、『共和主義体制にそりが合わない退廃的な奴隷人種』であり、文化的に危険[12]」であること、第二に、スト破りを行う中国人は「自由労働に敵対する[13]」存在であること、第三に、「多くの議員が『４億の人民を抱える中華帝国』という数的脅威を唱え始めたこと[14]」を理由とする。

⑶この時代は、アジア系、特に中国人系移民に対する反感が高まっていた時期であった（この点については、第２章及び第４章参照）。例えば、19世紀後半には、資本家に従順な賃金奴隷として扱われていた中国人労働者に対する白人労働者の敵対意識や、キリスト教徒ではない中国人に対する偏見に基づいて、中国人排斥運動が展開されていた[15]。

当初、合衆国は、中国からの移民を制限していたわけではない。1868年に合衆国が中国と締結したバーリンゲーム条約では、「アメリカ合衆国と中華帝国は、誠実に、人が故郷と忠誠を変更する権利を、生来的か

---

[10] *Id.* at 32.

[11] なお、先住民族も帰化対象者から外れていた。先住民族の合衆国市民権取得の問題については、第６，７章を参照。

[12] 貴堂嘉之「〈アメリカ人〉の境界と「帰化不能外国人」 再建期の国民化と中国人問題」油井大三郎＝遠藤泰生（編）『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ』（東京大学出版会・2003年）64頁。

[13] 同・65頁。

[14] 同・65頁。

[15] 貴堂嘉之「未完の革命と「アメリカ人」の境界―南北戦争の戦後50年論―」川島正樹（編）『アメリカニズムと「人種」』（名古屋大学出版会・2005年）125-133頁、貴堂嘉之「〈アメリカ人〉の境界と「帰化不能外国人」 再建期の国民化と中国人問題」油井大三郎＝遠藤泰生（編）『浸透するアメリカ、拒まれるアメリカ』（東京大学出版会・2003年）65-66頁。

つ奪うことができないものとして承認する。また、両国民が、好奇心、貿易、永住を目的として、両国を、自由に移動する相互の利益も承認する[16]」と規定していた。しかし、中国人に対する反感を背景として、1880年には、条約が改定され、合衆国による中国人の移民規制が認められるようになる[17]。

そして、1882年には、中国からの移民を規制することを目的とした法律が制定される。この法律では、「以後、あらゆる州裁判所、連邦裁判所は、中国人に対して市民権を認めることができない。そして、この法律と矛盾するすべての法律は無効である[18]」と規定していた。この法律について、合衆国最高裁判所は、特に異論を述べることなく、合憲と判断している[19]。

⑷結局、中国人など、黒人以外の非白人は、帰化による合衆国市民権取得の対象者とはならなかった。帰化と人種の関係が再び問い直されるのは、1940年代であった。

1940年代に帰化と人種の関係が再考されるのは、二つの要因がある。第一の要因は、当時の敵国であったドイツも同様に、帰化の際に人種制限を設けていたことである。当時のドイツは、アーリア人にのみドイツ国籍を認めていたが、ドイツの国籍法に対して、「人種差別に関する特筆すべき事例[20]」という批判が投げかけられていた。また、移民帰化局内部でも、合衆国が敵国と同様の規定を設けることは許容されるべきではないという見解が提出されていた[21]。第二の要因は、同盟国への配慮である。当時の帰化法では、日本人や中国人のほか、フィリピン人やインド人なども帰化の対象から外れていた。そのため、「多くのアジアの

---

[16] Treaty with China of July, 1868, Article Ⅴ, 16 Stat.739, 740.

[17] Treaty of November 17, 1880, Article Ⅰ, 22 Stat.826.

[18] Act of May 6, 1882, ch.126, §14, 22 Stat.58, 61.

[19] Fong Yue Ting v. United States, 149 U.S.698, 716 (1893).

[20] James Wilford Garner, *Recent German Nationality Legislation,* 30 American Journal of International Law 96, 99 (1936).

[21] Milton R. Konvitz, *The Aliens and the Asiatic in American Law* 80-81 (1946). 同様の見解として、Gordon (1945), *supra* at 257がある。

同盟国国民の帰化を禁止するという偽善行為に対する批判[22]」が高まっていた。

このような批判を受けて、まず、連邦議会は1940年に国籍法を改正し、帰化資格者として、従来の白人、アフリカ系に加えて、「西半球に先住している人種の血統を有する者」を追加した[23]。これにより、インディアン、エスキモー、アリュート人の帰化が可能となった[24]。

1943年には、中国人にも帰化資格を認めるように改正される[25]。これは、当時、日本が、合衆国、中国との共通の敵であったことによって、同胞意識が形成されたことに基づいて、中国人の排斥を定める諸法律を廃止する動きが高まったことによる[26]。

1946年には、フィリピン人、インド人にも帰化資格が認められるようになった[27]。Gordon は、1945年に公表された論文[28]において、合衆国の保護下にあるフィリピン出身者に対して帰化を認めていない当時の法制度を批判している。Gordon は、日本がフィリピンを侵攻した際、多くのフィリピン人が日本の支配に対して抵抗したことを評価した上で、「既に、多くのフィリピン人が我々の軍隊、商船員に従事している。他のフィリピン人は、さまざまな職業に就き、我々の生活の豊かさに対して、重要な貢献をしている。このような人々のうち、合衆国市民権となることを希望する者は、少なくとも、他の人々と完全に対等な条件で、帰化を申請できることを認めるべきである[29]」と指摘していた。

インド人の帰化も同様の理由に基づく。例えば、Franklin D. Roosevelt 大統領は、1945年に、インドが、人的、物質的にも合衆国の

---

[22] López (2006), *supra* at 32.

[23] Nationality Act of 1940, ch.876, §303, 54 Stat.1137, 1140 (1940).

[24] Hiram L. Fong, *Immigration and Naturalization Laws: Today's Need for Naturalization Law Reform,* 5 International Migration Review 406, 410 (1971).

[25] Act of December 17, 1943, ch.344, §3, 57 Stat.600, 601.

[26] Charles Gordon, *Our Wall of Exclusion Against China,* 3 Lawyers Guild Review 7 (1943).

[27] Act of July 2, 1946, ch.534, §1, 60 Stat.416.

[28] Gordon (1945), *supra* at 237.

[29] *Id.* at 252.

第二次世界大戦の遂行に貢献していることを承認した上で、「インド系に対する差別を定める現行法制度は、不快な気分を与える[30]」と認め、法改正の必要性を説いていた。

1950年には、グアムにおいて出生したグアム人に対して合衆国市民権が認められると同時に、グアム人の帰化も認められるようになった[31]。この法律に関する委員会において、内務長官は、次のように述べた。

> 「50年間、連邦議会による法制定もなく、第二次世界大戦時の日本の占領期間を除いて、グアム住民、グアム人の生活及び関連事項は、大統領が海軍省に対して発した排他的支配及び管理に関する1898年12月４日行政命令によって委ねられていた。グアム人は、連邦政府に対し、合衆国市民権、権利章典、統治組織立法、市民的行政を、繰り返し要求してきた。…（法案は、）アメリカの理想に対するグアム人による貢献を、詳細かつ大胆に証明した人々に対し、権利と特権を与える。今日、彼ら以上に、アメリカ国旗の下で、忠誠を示し、かつ愛国的な者はいない。第二次世界大戦によって、我々は、グアム国民が政治的に無視されていたことを自覚した[32]」。

連邦議会は、このような理由に基づいて、グアム人に対する合衆国市民権の取得を容認した。ただし、州昇格までは、グアム人が望むところではなかった[33]。

最終的に帰化に対する人種上の明示的制約が消滅するのは、1952年であった[34]。当時、帰化資格が認められていなかった人々のうち、「日本人が人数の上では最大の集団を構成していた。合衆国とハワイには、約８万8000人の人種を理由として帰化が認められない外国人が居住してい

---

[30] House Report.No.854, *in* United States Code Congressional Service Laws of 79th Congress Second Session, at 1254.

[31] Organic Act of Guam, ch.512, §4, 64 Stat.383, 383-384 (1950).

[32] Senate Report.No.2109, *in* United States Code Congressional Service 81st Congress-Second Session 1950 vol.2, at 2842.

[33] *Id.* at 2844.

[34] Immigration and Nationality Act, ch.477, §311, 66 Stat.163, 239 (1952).

た。そのうち、約８万5000人が日本人であった[35]」。人種要件の撤廃により、「日系、韓国系、インドネシア系などが、他の資格を持つ外国人と同様に、入国、帰化が認められるようになった。明らかに、この法案は、我々の国際関係、特に極東における国際関係に対して、良い影響を与えるだろう[36]」。このような指摘からもわかるように、人種要件の撤廃は、日系移民を念頭に置いている[37]。

１．２．帰化と人種をめぐる判例の展開

以下では、帰化と人種をめぐる判決の展開を、初期、中期、後期に分けて紹介し、検討を加える[38]。

１．２．１．解釈手法の問題―科学的知見と一般常識の並存

人種と帰化に関する最初の判決は、In re Ah Yup[39]と言われている[40]。この判決では、中国生まれの中華帝国国民である Ah Yup が、帰化の対象者たる「白人」に該当するかどうかが争点となった。原告が「白人」かどうかを判断する前に、白人の意味を確定しなければならない。裁判所は、「白人」の意味について、次のように述べた。

「この国におけるこの言葉（「白人」という文言を指す―引用者注）

---

[35] House Report No.1365, *in* U.S.Code Congressional and Administrative News vol.2, at 1735 (1952).

[36] *Id.* at 1679.

[37] Note, *Immigration and Nationality,* 66 Harvard Law Review 642, 707 (1953). なお、日系移民団体が帰化法の改正に影響を与えていたことを示す文献として、森田幸夫「マッカラン＝ウォルター移民帰化法案（1952年）と在米日系人」同志社アメリカ研究６号51頁（1970年）。

[38] なお、帰化と人種をめぐる諸判決について網羅的に分析した文献として、以下で主に参照した López (2006) 以外に、George W. Gold, *The Racial Prerequisite in the Natulalization Law,* 15 Boston University Law Review 462 (1935) がある。これは、出身地ごとに、帰化申請者をめぐる訴訟を紹介している。

[39] 1 F.Cas.223 (1878).

[40] López (2006), *supra* at 35.

が、少なくとも、共通の一般言語においてよく定着した意味を獲得していることは明白である。そして、この言葉は、その意味においてよく用いられるため、共通言語と同様に、この国における学識においても同一の意味を獲得している。合衆国のどこでも通常に使われているように、通常人ならば、「白人」という言葉を用いる当事者がコーカソイド（the Caucasian race）の人々を指していると理解するはずである[41]」。

判決は「白人」の意味を「コーカソイド」と解釈した。そして、原告はモンゴロイドに属するため、帰化資格が認められないと判断した。上記の判断からわかるように、判決は、「白人」かどうかを判断する際の解釈基準として、「一般常識[42]」に依拠している。ただし、判決は、「白人」を「コーカソイド」と解釈すると判断した後に、人類学者の見解[43]と、連邦議会の制定過程[44]にも言及しているため、「科学的知見」、「連邦議会の意図」も解釈の際に用いていると指摘できる[45]。なお、In re Hong Yen Chang[46]では、In re Ah Yup を先例として依拠しながら、中国人はモンゴロイドであるため、帰化の対象に含まれないと判示している。

Ian Haney López の調査によれば、1878年から1909年まで、帰化と人種が争われた事例が合計で12件ある[47]。そのうち、帰化が認められたのは、In re Rodriguez[48]の１件に過ぎない。この判決では、アステカ族や他のメキシコ先住民とも血縁関係を持たない「純粋なメキシコ人」と認定された原告が帰化できるかどうかについて争われた。判決は帰化を容認したが、それは、当時合衆国が締結していた条約に依拠して判断した

[41] *Ah Yup,* 1 F.Cas.223, 223 (1878).
[42] López (2006), *supra* at 45.
[43] *Ah Yup,* 1 F.Cas.223, 223-224 (1878).
[44] *Id.* at 224-225.
[45] López (2006), *supra* at 45.
[46] 84 Cal.163, 164 (1890).
[47] López (2006), *supra* at 163-164, table 1.
[48] 81 F.337 (1897).

に過ぎない[49]。むしろ、判決は、「もし厳格な人類学上の科学的分類を採用したならば、彼は、おそらく白人には分類されないだろう[50]」とまで述べている。

このように、「1878年から1909年までは、一般常識と科学的知見は、帰化を否定するための一貫した正当化根拠を提供しているという点において、同一の方向性へと突き進んでいた[51]」。

この意味において、初期の帰化事例に関する典型的な判決は、In re Saito[52]である。これは、日本国民である原告が帰化を求めた事例である。この判決では、まず、次のように述べる。

> 「法律の文言は、もしその文言が技術的意味において用いられていることが示されていないならば、通常の意味に従って理解されるべきである。共通の、一般的観点から、古代、そして現代も、人種は、肌の色の違いによって区別されてきている。肌の色は、白色、黒色、黄色、茶色に分類されている[53]」。

判決は、「共通の、一般的観点」に依拠しながら、論理を展開しつつ、さらに、次のように述べる。

> 「そして、これは、科学的観点からも真実である。民俗学者及び人類学者は、自ら提唱する人間の区分を、知的特徴、道徳的特徴ではなく、むしろ、身体的特徴の相違に依拠している。そのため、肌の色、頭蓋骨の構造、体毛の構造や配色、顔の輪郭などの点に関する相違が、様々な類型へと分けるための特徴となる。しかし、このような特徴のうち、肌の色は、人種を区分するためにはもっとも重要な類型である。そして、この見解は、科学者が採用した分類の基

[49] *Id.* at 353-354.
[50] *Id.* at 349.
[51] López (2006), *supra* at 45-46.
[52] 62 F.126 (1894).
[53] *Id.* at 127.

礎中の基礎になっている[54]」。

続いて、判決は、数名の学者の見解を引用しながら、制定法の文言を、当時の人類学の知見に従って解釈した。最終的に、原告は日本人であるから、モンゴロイドに属し、白人ではない以上、請求は認められないと結論を下した。

上記のように、判決は、「白人」かどうかを解釈する際に、一般常識と科学的知見に依拠している。このように、両者が一致して人種的区分を正当化しているという意味において、In re Saito は、「典型的な初期の判決[55]」と評価されている。

1．2．2．中期の判決：1909－1923年―科学的知見か一般常識か。

上記のように、合衆国の判例では、中国出身者や日本出身者はモンゴロイドであり、白人ではないため、帰化に含まれないことは、ほとんど異論がないまま確定した。では、ヨーロッパとアジアの中間である西アジア出身者は帰化の対象者に含まれるのか。この問題を巡って、裁判所内部では、激しい対立が引き起こされた。

西アジア出身者の帰化に関する事例としては、In re Halladjian[56]がある。この判決では、ヨーロッパ人とアジア人の中間であるアルメニア人の帰化を認めた。さらに、白人要件について、中国人、日本人は排除されるが、シリア人、トルコ人の帰化も許容されることも示唆した。

シリア人を白人として認めた判決としては、In re Najour[57]、In re Mundarri[58]、In re Ellis[59]、Dow v. United States[60]がある。逆に、白人であ

[54] *Id.*
[55] López (2006), *supra* at 47.
[56] 174 F.834 (1909).
[57] 174 F.735 (1909).
[58] 176 F.465 (1910).
[59] 179 F.1002 (1910).
[60] 226 F.145 (1915).

ることを否定した判決としては、Ex parte Shahid[61]、Ex parte Dow[62]、In re Dow[63]がある。

インド人を白人として認めた判決としては、United States v. Dolla[64]、United States v. Balsara[65]、In re Akhay Kumar Mozumdar[66]、In re Mohan Singh[67]、In re Bhagat Singh Thind[68]がある。逆に、インド人の白人性を否定した判決としては、In re Balsara[69]、In re Sadar Bhagwab Singh[70]、United States v. Bhagat Singh Thind[71]がある。

これらの判決には、初期の判決とは異なり、科学的知見と一般常識の両方を根拠とした判決は存在しない。この中で、科学的知見に基づいているのは、６件であり、原告は全員白人と判断されている。他方、一般常識に依拠した判断は７件あり、In re Ellis を除いて、すべて白人要件を満たさないと判断されている。このような判例の傾向は、「帰化法において、1909年以後、科学的知見と一般常識が、人種をめぐる問題について、直接的かつ継続的な対立を繰り広げていた―両者は、法理としても、結論においても、相互排他的であった[72]」ことを示している。

両者の対立のきっかけとなった判決は、In re Najour[73]である。この判決では、シリア人をコーカソイドに属するため、帰化が認められると判示した。このとき、判決を執筆した Newman 裁判官は、当時の人類学者の権威である A.H.Keane が執筆した「The World's People」に依

---

[61] 205 F.812 (1913).
[62] 211 F.486 (1914).
[63] 213 F.355 (1914).
[64] 177 F.101 (1910).
[65] 180 F.694 (1910).
[66] 207 F.115 (1913).
[67] 257 F.209 (1919).
[68] 268 F.683 (1920).
[69] 171 F.294 (1909). ただし、原告が高位に属する紳士であることを理由に、帰化を認めている。
[70] 246 F.496 (1917).
[71] 261 U.S.204 (1923).
[72] López (2006), *supra* at 48.
[73] 174 F.735 (1909).

拠しながら「白人（white）」と「コーカソイド（the Caucasian）」を等しいものとして扱い、結論を下した。

逆に、In re Najour とは異なるアプローチを採用した代表的判決としては、Ex parte Shahid[74]がある。判決は、白人とコーカソイドは異なる概念であると述べ、原告であるシリア人の帰化を拒否した。「白人」の意味について、判決は、「コーカサス人種を意味するのではなく、…一般に用いられている用語に従う[75]」と判示し、一般常識に依拠することを明らかにした。判決によれば、「コーカソイド」という用語は、1781年に登場するが、主に1830年から1860年にかけて普及したものであり、白人要件が設定された1790年には普及していなかったと理解するべきであるから、「白人」とは、白人要件が設けられた1790年当時の状況に従って、ヨーロッパ人、またはヨーロッパ系を指すと解すべきである。

さらに、Ex parte Shahid を執筆した Smith 裁判官は、In re Dow[76]において、コーカソイドとは、本来、コーカサス地方から出土した頭蓋骨とドイツ人の頭蓋骨が似ていることを根拠に、ヨーロッパ人の起源がコーカサス地方にあることを主張するものであったことを指摘し、この意味では、現代において、「コーカソイド」には、非ヨーロッパ人も含まれると述べる[77]。それゆえ、コーカソイドという人類学的知見を用いて解釈することを「不条理[78]」と評価している[79]。

このような解釈方法を用いた場合、実際上の争点は、浅黒い肌のシリア住民が帰化資格を有しているかどうかに集約される。したがって、問題関心は、誰が白人であり、帰化できるのかを決定する際における肌の色の重要性に再び向けられることになる[80]。「白人」要件をコーカソイドと解した場合、「白人」の範囲が拡大し、「白色人種の一部を構成すると

---

[74] 205 F.812 (1913).

[75] *Id.* at 814. なお、Ex parte Dow, 211 F.486, 489 (1914) においても、同様に、「一般に白人として知られている人々」と解されている。

[76] 213 F.355 (1914).

[77] *Id.* at 358-259.

[78] *Id.* at 359.

[79] López (2006), *supra* at 53-54.

[80] *Id.* at 53.

は位置づけられていない人々を含む[81]」ようになってしまうという批判に耐えなければならない。この問題については、合衆国最高裁判所の見解を待つ必要があった。この点については、次に検討する。

１．２．３．Ozawa 判決と Thind 判決―２つの最高裁判決

帰化と人種の関係をめぐる問題について、合衆国最高裁判所は、Ozawa v. United States[82]と United States v. Thind[83]の二つの判決を下した。

Ozawa 判決では、日本国民は帰化資格を有するかどうかが争われた。法廷意見によれば、「肌の色による判断だけを用いることは」、「人種が曖昧なまま重なり合う帰結[84]」を招く。「『白人』という用語を、『コーカサス人種』と同義と判断することは、問題を単純化」するが、実際上の区別は明確ではなく、結局のところ、帰化資格について、「多かれ少なかれ議論の余地が残る領域[85]」を残してしまう。しかし、Ozawa は、コーカソイドではないため、明らかに帰化資格から外れている。それゆえ、Ozawa の帰化は認められない。

Thind 判決では、高位のカーストに属する純血のインド人が帰化資格を有するかどうかが争われた。Thind は、アジア出身の移民であったが、これまでの移民と異なる点は、人類学上、Thind が、モンゴロイドではなく、コーカサスに属すると位置づけられていたことである。法廷意見は、「ブロンドのスカンジナヴィア人と、褐色のヒンドゥー人は、おぼろげな古代においては共通の祖先を有していたことは真実かもしれないが、平均人ならば、今日では両者の間に紛れのない深い相違が存在していると完全に理解している[86]」と述べた。本判決は、「平均人」の理解に基づき、インド人は、同じコーカサスであっても、帰化対象に含まないと判示した。

---

[81] *Ex parte Dow,* 211 F.at 488.
[82] 260 U.S.178 (1922).
[83] 261 U.S.204 (1923).
[84] *Ozawa,* 260 U.S.at 197.
[85] *Id.* at 198.
[86] *Thind,* 261 U.S.at 209.

ところで、Thind 判決は、当該法律が「一般的理解を目的として、一般的言語で、科学的知識を持たない人々によって制定された[87]」と指摘した上で、次のように述べている。

> 「今、我々は、次のように判示した。『自由な白人』という用語は、一般言語上の用語であり、一般人の理解と一致するように、そして、その言葉が一般的に理解されている限りにおいて『コーカソイド』という用語とも同義として、解釈されるべきである。この用語が、そのように理解され、用いられているため、人類学者の考察がどのようなものであっても、この用語には、被上訴人が属する人々の母体を含まない。ヒンドゥー人集団は、固有の身体的特徴があるため、合衆国において一般に白人として認識されている多様な人々とは容易に区別される。これは、よく知られた考察、見解である[88]」。

このような判断を展開した Thind 判決は、「コーカソイド」という用語が果たす役割が終了し、人種を判定する基準として科学的知見を用いる意味を消失させたと評価されている[89]。科学的知見の代わりに、法廷意見は、一般常識に依拠する程度が高まっている[90]。

1．3．帰化と人種をめぐる判例が持つ意味

1．3．1．Ozawa 判決と Thind 判決が示したこと

両判決は、一見すると矛盾しているように映る。Ozawa 判決は、科学的知見に基づいて判決を下しているのに対し、Thind 判決は、明らかに一般常識に依拠することを強調している。両判決は、時期も近接しており、判決を下す裁判官も同一である。では、両判決をどのように解釈

---

[87] *Id.* at 210.

[88] *Id.* at 214-215.

[89] López (2006), *supra* at 64.

[90] なお、Thind 判決後、合衆国政府側は、帰化によって取得した合衆国市民権を剥奪しようとした。これに対し、既判事項であることを理由に、合衆国市民権の剥奪を認めなかった判決として、United States v. Sakharam Ganesh Pandit, 15 F.2d 285 (9th Cir.1926) がある。López (2006), *supra* at 64 footnote 41.

すれば、整合性が保たれるのか。

この点について、López は、「一般人が抱いている人種的嫌悪感[91]」が反映していると指摘する。すなわち、「まさに、人種的偏見によって、合衆国最高裁判所は、人種の科学的定義を拒否しようとした[92]」。Ozawa 判決は、科学と一般的偏見が「白人」から特定の人種を排除することを目的として相互に機能するときは、科学的知見を採用することを示し、他方、Thind 判決は、科学的知見が特定の人種を排除する目的のために機能しないときは科学的知見を採用しないことを明らかにした。これらの判断は、合衆国最高裁判所が、「社会的に想定された人種と、人種的ヒエラルヒー[93]」にコミットしていること、「人種とは、身体的差異に関する事項ではなく、人々が身体的差異だと思っている事項[94]」を示している。

したがって、帰化が認められるかにとって重要な点は、単なる肌の着色具合ではなく、「人種を意味する皮膚に対する社会的理解[95]」である。「自然的要因であるにもかかわらず、人種は、完全に社会的なものである。人種は、単に、社会と法がそれであると宣言したものに過ぎない[96]」。

よって、社会的理解次第では、「白人」の意味も変わることがありうる。Thind 判決自身も、次のように判示し、「白人」概念の変遷を認めている。

> 「日常的発話に用いられる用語―それは、立法者（帰化法立法者―筆者）が用いている―は、立法者が白人だと認めた人々の類型のみを含むと解されている。当時の移民は、専らイギリス諸島と北部ヨーロッパからであった。その地域は、アメリカ人およびアメリカ人の先祖の出身地であった。アメリカ人が、アメリカ市民権という特権を『自由な白人である外国人』に対して拡張しようとする場合、

---

91 López (2006), *supra* at 66.
92 *Id.*
93 *Id.*
94 *Id.* at 72.
95 *Id.* at 73.
96 *Id.*

その対象は、上記のような移民―彼らと同じ骨を有し、同じ血肉を有する―と、彼らが積極的に同族だと思う人々である。年月が経過することにより、東欧、南欧、地中海出身の移民が登場した。その中には、スラヴ民族、黒い目を持ち、浅黒い肌のアルプス人系、地中海系の人もいる。そして、このような人々は、既に合衆国内にいる人々と間違いなく同種の人々であり、容易に融合すると解されていた。このような人々の子孫、そして、同じ出身の他の移民こそが、1790年法の帰化テストを再制定した本件規定が制定されたときの合衆国における白人を構成している[97]」。

もちろん、「白人」であり、帰化資格を有していたとしても、東欧、南欧系移民は、人種的差別の対象であった。例えば、「新参のイタリア人、ハンガリー人、ポーランド人労働者を、賃金と労働条件の改善努力を台無しにする卑しい奴隷的な階級である[98]」とする非難である。このような南欧、東欧系移民に対する差別意識は、今日ではほとんど克服されているが、現代において差別意識が克服していること自体が、一般常識に基づく「白人」概念が、「不確定であり、非常に文脈に依存し、変化し易い[99]」ものであることを、逆説的に示している。

1．3．2．偏見と差別意識

以上では、帰化と人種をめぐる判例の展開を概観してきた。裁判官が「時代遅れの人種理論」、「明白な人種差別主義[100]」にコミットし、帰化規制を正当化としていた点は、およそ今日では受け入れられないだろう。明白な人種差別主義が既に前面に出されているため、「人類学に関する詳細な議論、弁護士からの援助請求、帰化を『白人』に限定すると何度も繰り返す連邦議会の意図に関する詳細な検討」などの「努力は、中国

---

97 *Thind,* 261 U.S.at 213-214.

98 ジョン・ハイアム（著）/ 斎藤眞＝阿部齊＝古矢旬（訳）『自由の女神のもとへ　移民とエスニシティ』（平凡社・1994年）66頁。

99 López (2006), *supra* at 75.

100 *Id.* at 38.

人が白人かどうかをめぐる議論において、不必要かつ、ばかげたものかもしれない。答えは明白である[101]」。

中国人を中心としたアジア系移民に対する露骨な人種差別主義は、裁判官自身も、強く表明している。例えば、合衆国市民権を取得する意図を誠実に宣言した外国人を除いて、外国人に対して土地を賃貸することを禁止したワシントン州法が第14修正および日米間において締結した条約に反すると主張し、暫定的差止命令を求めた Terrace v. Thompson[102] において、次のように判示した。

> 「黄色、褐色という人種による肌の色は、東洋の独裁政治を示す顕著な特徴である、あるいは、元々の帰化法が制定された当時における顕著な特徴である。これは、次のことを示している。このような独裁体制国の臣民は、自らの文明に対して、凝り固まった、そして、根深い誇りを有している。彼らの文明は、個々人を、国家の具現者たる主権者の個人的権限の下位に置くことにより、独裁者の福祉のために機能する。このような独裁国家の臣民は、合衆国という共和政体の繁栄を続けていくためには、不適切かつ不適合である。したがって、彼らの合衆国市民権は否定される[103]」。

本件において、裁判所は、暫定的差止命令を否定した。本件は、帰化資格が直接争われた事例ではないが、独裁国家の臣民は共和制を採用している合衆国には馴染まないという判示は、「肌の色という文脈だけではなく、文化的、知性的な文脈においても合衆国市民権にとって不適合であるとして、帰化申請者の人格を傷つける[104]」人種的反感を表明している。

中には、白人と黒人に帰化資格を限定する法制度に対して異議を唱えた事例も存在している。例えば、ビルマ人の帰化資格について争われた

---

[101] *Id.* at 39.

[102] 274 F.841 (1921).

[103] *Id.* at 849.

[104] López (2006), *supra* at 40.

Matter of San C.Po[105]において、判決は、大学で薬学を勉強しているPoを、「教育を受けた男性[106]」として位置づけ、「もし障害がなければ、裁判所には、請求を認め、合衆国市民権を付与する十分な満足を与える権限が与えられるかもしれない[107]」と述べる。この判決は、帰化資格に関する事項は連邦議会に排他的に委ねられると述べ、原告は白人にも、黒人にも該当しないと判示し、最終的には原告の請求を認めなかったが、上記の判断には、アジア系のビルマ人であるPoにとって、有利な事項を考慮しようとする姿勢が看取される。

しかし、本件は、人種差別自体を否定したわけではない。例えば、裁判所は、「未開の状態からわずか５年しか離れていないコンゴ出身の黒人は合衆国に帰化できるが、より知性を持つ同類―合衆国内で生まれたインディアンと、中国人を除く黄色人種―は、特権を否定される[108]」と判示している。

また、白人とインディアンの混血児（カナダ出身者）の帰化資格について争われたIn re Camille[109]では、黒人の帰化資格を認めた1870年法について、連邦議会は、「中間的、より適切な有資格者である北米先住民族、黄色人種に対して合衆国市民権という恩恵を与えない一方で、相対的に野蛮で異質な『暗黒大陸』出身の住民[110]」に対して合衆国市民権を付与する選択肢を採用したと判示している。

シリア出身者の帰化資格について争われたEx parte Shahid[111]においても、裁判所は、「高度な教育を受けた、教養を有する日本人、中国人、マレー人、シャム人は、ギニア海岸出身の野蛮人よりも、有益かつ望ましい合衆国市民となると推定される。しかし、裁判所は、このような推論を、正当化する権限を有さない[112]」と判示している。

---

[105] 7 Misc.471;28 N.Y.S.383 (1894).
[106] *Id.* at 471.
[107] *Id.*
[108] *Id.* at 472.
[109] 6 F.256 (1880).
[110] *Id.* at 258.
[111] 205 F.812 (1913).
[112] *Id.* at 815.

結局、上記の三判決で見たように、裁判所は、野蛮な「黒人に対して合衆国市民権を認めるのに対し、アジア人には認めないことに対する矛盾[113]」を表明しているに過ぎず、人種階級自体を否定しているわけではない。

帰化資格における人種は、合衆国軍隊に所属していた外国人であっても、障害となる。父親がイギリス系、母親が日本人と中国人の混血であり、合衆国の海軍に入隊し、その活躍により、勲章を取得した者の帰化資格が争われたIn re Knight[114]では、帰化によって、連邦議会が設定する「政治的地位[115]」を取得することを理由として、どのような人種に帰化資格を拡張するのかは、連邦議会に委ねていること、本件では連邦議会が示した帰化が認められない人種要件に該当することを指摘し、原告の帰化資格を否定する。

In re Buntaro Kumagai[116]においても、裁判所は、教育を受け、軍隊に所属していた日本国民の帰化資格を否定した。

この二つの判決は、軍隊に入り、合衆国に貢献した者であっても、人種を理由として帰化資格を否定されることを示している[117]。

2．帰化と人種への補足としての女性

前節では、帰化と人種の関係を取り上げ、裁判所が、絶対的権限の法理の下、合衆国市民の多数派にとって望ましくない人々を帰化不能な外国人と位置づける連邦議会の判断を追認してきたことを示した。

本節では、帰化と人種に関する問題の補足として、人種と帰化の関係の延長線上にあって、「少数派の中の少数派[118]」として位置づけられる女性の問題を取り上げる。以下に示すように、女性の場合は、人種の問題

---

[113] López (2006), *supra* at 40.

[114] 171 F.299 (1909).

[115] *Id.* at 300.

[116] 163 F.922 (1908).

[117] なお、帰化を遡及的に取り消すことを容認する判決もあるが、この点については、ここでは詳しくは触れない。

[118] ロナルド・タカキ（著）/ 富田虎男（監訳）『多文化社会アメリカの歴史―別の鏡に映して』（明石書店・1995年）362頁。

に加えて、夫の地位に従属するという考え方の影響もある。

2．1．合衆国建国当初― Shanks v. Dupont

帰化の際に白人要件は存在していたものの、女性が夫の地位に従属する、というわけではなかった。まずはこの点について示した Shanks 判決を取り上げ、検討を加える。

2．1．1．Shanks v. Dupont, 28 U.S.242 (1830)

1781年にイギリス人の男性と婚姻し、翌年にイギリスに渡った Ann Shanks の土地所有について争われた事案である。原告は、Ann Shanks が婚姻によって外国人となった結果として土地所有ができないと主張していたため、Shanks が英国臣民となったかどうかが争点となった。以下のような判断を下している。

> 「まず、イギリスによる捕獲及び所有は、捉えられた住民の忠誠を変更するものではない。捕獲された住民は、イギリスが占有している期間は征服者に対して忠誠を誓っている。しかし、それは一時的な忠誠であって、以前の忠誠を消滅させるものではなく、単に中断させるに過ぎない。イギリスによる占有は、サウス・カロライナ州に対する忠誠を消滅させるものでも、彼らを外国人にするものでもない。…本件において、Shanks との婚姻は、そのような効果を生じさせるものではない。なぜならば、外国人との婚姻は、…妻が負う本来的な忠誠を解体させるものではないからである。外国人との婚姻によって、彼女の市民的権利は変わりうるかもしれない。しかし、政治的権利や特権には影響を及ぼさない。人は、ある行為を行った場合、政府の同意がない限り、本来有する忠誠を取り上げられ、外国人となることはない。これは、一般原理である。そうでなければ、女性の外国人は、婚姻という事実によって合衆国市民となり、彼女の夫の財産に関する寡産婦[119]となってしまう[120]」（傍線引

[119] 寡産婦（downer）とは、「イングランドにおいて、婚姻により妻が夫の不動産に対して取得した権利。この権利により妻は夫の死後、夫が死亡当時占有

用者）。

ただし、本判決は、Ann Shanks が夫とともにイギリスに渡ったことを理由として、忠誠が事実上消滅し、死亡時点（1802年）において英国臣民であったと結論を下している。本判決では、Shanks が英国臣民であることを認めたが、結論として、「合衆国領内に土地を有する英国臣民…は、個別の不動産権及び権原にしたがって、土地を保持し続ける」と定めたイギリスとの条約[121]を根拠に、原告の主張を否定している。

２．１．２．Shanks 判決の検討

まず、Shanks 判決は、イギリスから継受したコモンローに由来する「不変の忠誠（indelible nationality）」という考え方に依拠している[122]点を指摘できる。「不変の忠誠」の根拠は、判決中にも触れているように、寡産婦権を外国人が行使することへの警戒である[123]。

Shanks 判決は、合衆国建国初期は、女性である合衆国市民が、外国人と婚姻したとしても、合衆国市民たる妻が本来有する忠誠の消滅を意味しなかったことを示している。

していた全不動産の三分の一を生涯用益することができた」。田中英夫（編集代表）『英米法辞典』（東京大学出版会・1991年）277頁。

[120] 28 U.S.242, 246 (1830).

[121] Treaty of Amity Commerce and Navigation, Article IX, 1 Malloy 590, 597 (1794).

[122] Nancy F.Cott, *Marriage and Women's Citizenship in the United States, 1830-1934,* 103 The American Historical Review 1440, 1455 (1998)

[123]「不変の忠誠」という発想は、1867年法の制定（Act of July 27, 1868, ch.249, §1, 15 Stat.223, 223.）によって否定される。この法律では、「合衆国市民権を離脱する権利は、すべての人が有する生来的な権利」と認め、Shanks 判決が依拠する「不変の忠誠」という発想から脱却した。

改正理由について、Kettner は、以下のように説明している。南北戦争は、州が連邦から脱退しようとした戦争であるが、南北戦争の結末は、連邦は州が脱退する権利を認めないというものであった。しかし、脱退する権利を認めなかった場合、いつまでも不満を抱えたまま合衆国市民であり続けることになる。州が脱退して外国となる権利を否定する代償として、個人が合衆国市民権を離脱する権利を認めた（Kettner, *supra* at 343-345）。

Shanks 判決は、妻が合衆国市民権を放棄したことを認めているが、それは、妻が夫に従って英国に渡った事実に着目しているためであり、英国人との夫と婚姻した事実それ自体は、妻の市民権の変動を及ぼすものではない。

したがって、Shanks 判決の論理では、「夫が合衆国市民であって妻が外国人」という組み合わせもありうる[124]。

２．２．方向転換―婚姻による忠誠の移転

２．２．１．1855年法の制定

⑴ところが、Shanks 判決の発想は、1855年法[125]の制定によって、変容を迫られる。1855年法の制定理由として、1844年にイギリスにおいて同様の法律が制定された点が挙げられる。後述する Requignot 判決でも、フランス法（1804年制定）とイギリス法（1844年制定）に簡潔に言及している[126]

1855年法第２条は、「この法律制定以後は、現行法の下で合法的に帰化する資格を有する外国人女性であって、合衆国市民と結婚した者は、合衆国市民であるとみなされる」（傍線引用者）と定めた[127]。

第２条は、外国人と婚姻した合衆国市民女性であっても、婚姻を理由として合衆国市民権の喪失することを否定した Shanks 判決とは明らか

---

[124] Letti Volpp, *Divesting Citizenship:On Asian American History and the Loss of Citizenship Through Marriage,* 53 UCLA Law Review 405, 419 (2005)

[125] Act of February 10, 1855, ch.71, 10 Stat.604.

[126] 概要については、館田晶子「フランスにおける国籍制度と国民概念―その歴史的考察―（3）」北大法学論集57巻1533頁（2006年）、柳井健一『イギリス近代国籍法史研究 憲法学・国民国家・帝国』（日本評論社・2004年）223-224頁を参照。

[127] なお、1855年法１条は、「この法律制定まで、そして制定以後、合衆国の管轄の外で出生した者のうち、その父親が出生の時点で合衆国市民である者は、この法律によって、合衆国市民とみなされる。ただし、合衆国市民権は、その父親が一度も合衆国内に居住したことがない場合は、継受されない。」と定めている。この規定も、合衆国市民権を子どもに継がせる能力を持つのは男性のみであるという立場を示している。

に異なる発想に立脚している。

1855年法２条の趣旨説明については、Requignot v. Detroit[128]におけるBrown 裁判官―後に合衆国最高裁判所の裁判官に就任している―の判示が正鵠を射た指摘をしている。

Requignot 判決によれば、「夫が、家族の長として、少なくとも市民権に関しては、政治的に代表していると位置づけられるべきであって、妻と未成年者は、夫と同じ主権に忠誠を誓うという考え方を促す[129]」ものである。

さらに、Requignot 判決では、同様の立場の法律として、1802年法４条[130]（帰化した者に未成年の子どもがいた場合、子どもも同時に帰化を認める）と1804年法２条[131]（帰化宣言をしたが帰化が認められていない状態で死亡した夫の妻、未成年者の子どもに合衆国市民権の付与を認める）を挙げ、1855年法は、このような法律の考え方を強化するものと述べている[132]。

⑵ Requignot 判決において示されたように、1855年法は、婚姻という行為によって、妻の政治的地位は夫に従うべきであり、無能力者たる女性は夫の地位に従属し、夫と同一の国籍を取得するという発想に立脚している[133]。

これは、当時の発想とも調和している。Cott によれば、当時は、「自己統治能力を有する男性に内在する完全な市民権[134]」という発想の下、「アメリカ人民の共通思慮に合致する自由な男性（freedman）の性質には、家族、妻、子ども、家庭を持つ権利が含まれる[135]」と捉えられていた。この場合、女性は婚姻によって、夫に財産を全て渡す代わりに、夫は、「妻を支え、守り、代表することで報いる。：婚姻は同意に基づく相互的

---

[128] 16 F.211 (1883).

[129] *Id.* at 216.

[130] Act of April 14, 1802, ch.28, §4, 2 Stat.153, 155.

[131] Act of March 26, 1804, ch.47, §2, 2 Stat.292, 293.

[132] *Requignot,* 16 F. at 216.

[133] Cott (1998), *supra* at 1456, Volpp, *supra* at 452.

[134] Cott (1998), *supra* at 1457.

[135] *Id.*

取引である[136]」。

この見解は、「共和国の母」イデオロギーの観点からも裏打ちされる。合衆国憲法起草時を含む、合衆国の建国期の政治指導者の女性に対する合衆国市民権観について、Sara M. Evans は、次のように説明している。

> 「女性の市民権に関する問題は、家庭そのものに政治的意味合いをもたせることによって解決された。その結果、共和国の母という思想とイメージが生まれた。息子が道徳的で正直な市民になるように教育することは愛国者の義務であるとされた。その思想は母親に国家とのつながりを与え、ある程度、国家の将来に影響を及ぼす力を与えた。従来の慣習法で女性は夫や父親の庇護下にあったが、共和国の市民を育て上げるという責任は女性の法的な身分をはるかに超える政治的な役割だった。今や、女性は男性と異なった市民としての役割とアイデンティティをもつようになった。彼女が果たす役割は国家の繁栄のために欠かせなかった。女性が公の場から除外されていることもそこでは問題にされなかった。しかも、それは革命の指導者を悩ませていた一つの問題を解決した。どのように未来の市民の徳を確実なものにすればよいかという問題だった。公徳心、つまり、個人の利益を公共の福祉のために犠牲にすることは、個人の私的な徳に依存していると彼らは理解し、女性にこの美徳を育む責任を与えたのだった[137]」。

このような発想の下、女性が公共空間へ参加すること、例えば、選挙権の制限[138]、陪審への参加の制約[139]などが正当化された[140]。

---

[136] *Id.* at 1453.

[137] サラ・M・エヴァンズ（著）/ 小檜山ルイ＝竹俣初美＝矢口祐人＝宇野知佐子（訳）『アメリカ女性の歴史 自由のために生まれて〔第２版〕』（明石書店・2005年）101頁。なお、引用に際し、訳語を改めた箇所がある。

[138] Minor v. Happersett, 88 U.S.162 (1875), France v. Connor, 161 U.S.65, 69 (1896).

[139] Strauder v. West Virginia, 100 U.S.303 (1880).

[140] このような発想に対して、女性を解放せよという見解（例えば、久保田き

２．２．２．1855年法のもう一つの意図

上記では、1855年法が持つ女性の役割論について言及したが、1855年法第２条にはもう一つの意図があった。それは、「現行法の下で合法的に帰化する資格を有する外国人女性」に現れている。前述のように、1855年当時の合衆国では帰化の際に白人要件が課せられていた。

この規定は、中国人がアメリカの政体に侵入してくることを防ぐ目的で設けられた[141]。しかし、中国人女性が合衆国市民男性の妻となることよりも、中国人男性と結婚する合衆国市民女性に対する脅威の方が大きい[142]。なぜならば、当時の合衆国に滞在していた中国人のうち、女性は圧倒的に少ないからである。例えば、1854年に合衆国への入国が許可された中国国内で生まれた者は、12427人であるが、そのうち女性はわずか673人に過ぎない。1855年では、中国国内生まれに対する入国許可の合計3526人のうち、女性はわずか２人に過ぎない[143]。

結局、1855年法は、合衆国市民権を有する男性の妻として、白人の外国人女性のみを歓迎するという理念を有していたが、実際上の影響はそれほど大きくなかった。むしろ、実際の入国者数が少ないにもかかわらず、解決しなければならない問題であると認識していた点に注目するべきである。

その後、1870年法[144]によって、黒人も帰化資格が認められ、1870年改正以後は合衆国市民と婚姻した黒人の外国人女性も1855年法上の合衆国市民権取得資格を持つことになる。ただし、帰化法では、人種要件は消滅していない。アジア系は依然として帰化資格を持たない。

ぬ子「セネカ・フォールズに於ける婦人の所信の宣言（1848年）」アメリカ学会(編)『原典アメリカ史 第３巻』（岩波書店・1953年）315頁）も登場していたが、19世紀を通じて、「共和国の母」イデオロギーは女性の政治的意識を規定していた。

141 Cott (1998), *supra* at 1459.

142 *Id.*

143 William J. Bromwell, *History of Immigraiton to the United States* 168, 172 (reprinted ed., 1856).

144 Act of July 14, 1870, ch.254, §7, 16 Stat.254, 256.「アフリカ出身者、アフリカ人の子孫」も帰化の対象となる。

しかし、1855年法の対象から外れた問題は、外国人男性と結婚した合衆国市民女性の地位である[145]。この問題については、1907年法が扱う。

２．３．1907年法３条の影響―合衆国市民権の喪失によって生じる不利益

⑴1907年法３条[146]は、次のように定めていた。

> 「外国人男性と結婚したアメリカ人女性は、彼女の夫の国籍に従う。婚姻関係の終了時に海外に居住していたとき、合衆国領事に１年以内に合衆国市民として登録する、あるいは、合衆国に帰国して居住し始める場合は、合衆国市民権を再開する。婚姻関係終了時に合衆国内に居住していたときは、居住を継続することによって合衆国市民権を再開する」。

1907年法３条によれば、外国人男性と結婚した合衆国市民女性は、合衆国内に居住していたとしても、合衆国市民権を喪失する。

これは、外国人男性が、合衆国内に足場を作ることだけを目的として、合衆国市民女性と結婚する行為を防ぐことを目的として制定された条文である。合衆国市民権を奪うことによって、裕福な、かつ異人種の外国人男性と結婚する合衆国市民女性に対する見せしめとしての意図を有していた[147]。

⑵外国人との婚姻を理由として合衆国市民権を奪う1907年法は、大きな衝撃を有していた。もっとも、立法制定時には、以下に生じる問題はそれほど自覚されていたわけではなかったと指摘されている。

第一に、かつては合衆国市民であった女性も合衆国市民権を喪失することによって、外国人となった結果、入国拒否や退去強制の対象となる

---

[145] なお、この時期には、同化政策の一環として、「合衆国市民と婚姻し、インディアン部族の構成員である全てのインディアン女性は、その婚姻によって、合衆国市民となる」と定めた1888年法（Act of August 9, 1888, ch.818, §2, 25 Stat.392, 392.）も制定されている。この問題については、第２部で取り上げる。

[146] Act of March 2, 1907, ch.2534, §3, 34 Stat.1228, 1228-1229.

[147] Rogers M. Smith, *Civic Ideals Conflicting Visions of Citizenship in U.S.History* 456-457 (1997)

場合も考えられる[148]。

第二に、婚姻によって外国人となってしまったことで、財産権の所有にも制約が生じる。当時、市民的権利（civil rights）は市民（citizen）の権利であるという発想の下、コモンロー上、あるいは、各州法上の制約にも服さなければならなくなってしまう[149]。

第三に、かつては合衆国市民であった女性は、合衆国市民権を喪失することによって、選挙権も失う場合も生じる（当時、すべての州で女性選挙権が認められていたわけではないが、女性に選挙権を認めていた州もある）[150]。

⑶上記のように、1907年法は、合衆国市民女性に対して深刻な影響を与えていた。この規定の1907年法の合憲性について争われた事案が、Mackenzie v. Hare[151]である。

この事件の原告は、合衆国内で出生し、合衆国市民権を取得していた女性であるが、イギリス人男性と結婚したことによって、1907年法の効力により、合衆国市民権を喪失した。その結果として、選挙人名簿に登録することができなかった者である。本件は、1907年法の合憲性が争点となった。

全員一致の法廷意見は、合衆国市民権が「実際上の価値」を有し、それを保持し続けたい原告に「共感」するが、あくまでそれは「個人的な事情」であると述べる。

その上で、「統治者として、合衆国は、主権のすべての属性を授かっている。主権には国籍事項も含まれ、合衆国は、特に他国との関係や通商に関する権限を持つ。判例上、このような権限に対する制約は長らく認められていない」と典型的な絶対的権限の法理の思考に依拠する。結果として、法廷意見は、「外国人との婚姻は合衆国市民権の放棄」であるという連邦議会の判断を承認した[152]。

---

148 Volpp, *supra* at 427

149 *Id.* at 427-428.

150 *Id.* at 428.

151 239 U.S.299 (1915).

152 *Id.* at 311-312.

ここでも、裁判所は、連邦議会の判断を過剰に尊重することによって、連邦議会自身が判断する自己にとって望ましい人々／望ましくない人々の区分を是認している。

なお、1907年法の規定にあるように、一定の要件を満たす場合、合衆国市民権の再開が認められる（婚姻関係の終了（離婚、夫の死去）の１年以内）。明文上の規定ではないが、合衆国市民権を再開するためには、帰化法上の人種要件も課せられていた。この問題については、1922年法にも同様の問題が生じるため、そこで扱う。

２．４．1922年法

２．４．１．条文の内容

1922年法７条は、「1907年法第３条を廃止する。ただし、この廃止は、同法の下で喪失した合衆国市民権を回復させるものでも、同法の下で取得した合衆国市民権を喪失させるものでもない[153]」と定め、1907年法の廃止を宣言する。ただし、合衆国市民権の取得制限について、男女の不均衡が消滅したわけではない。1907年法３条の代わりとして、1922年法３条では、次のように規定していた。

> 「合衆国市民女性は、婚姻を理由として合衆国市民であることをやめることは、この法律成立後はない。…ただし、合衆国市民権取得資格を有さない外国人と婚姻した合衆国市民女性は、合衆国市民権を喪失する。
>
> もし婚姻終了時に彼女が合衆国市民であった場合、彼女はその居住地に関係なく、合衆国市民権を保持し続ける。もし婚姻継続中に彼女の夫の母国に２年以上継続して居住していた場合、あるいは、５年以上継続して合衆国外にいた場合、彼女は1907年法２条の下での帰化した合衆国市民と同じ地位にあると推定される[154]」。[155]

---

[153] Act of September 22, 1922, ch.411, §7, 42 Stat.1021, 1022.

[154] *Id.* §3 at 1022.

[155] 1907年法２条「帰化した合衆国市民が出身国に２年以上居住していた場合、あるいは、５年以上合衆国外に居住していた場合、その事実によって、合衆国

改正理由として、1907年法の下で生じた不利益に対して連邦議会が自覚した点もあるが、当時、女性解放をスローガンに、女性の地位向上に取り組む政治団体（National Woman's Party ― NWP）によるロビイング活動の影響[156]も大きい。例えば、Mackenzie 判決も、このような女性解放団体の女性参政権拡大運動の一環と言われている[157]。上記の事情から、民主党も共和党も1907年法を改正する必要性を認識していた。

もっとも、1907年法であっても合衆国市民権の得喪について男性と女性の不均衡自体が解消したわけではない。例えば、３条後半の居住地の制約では、外国人である夫と結婚した女性は、合衆国市民権を喪失しないためには合衆国に居住する必要がある点や、「夫が合衆国市民権取得資格を持たない場合、女性は、その婚姻が継続している間は、帰化できない[158]」と定めた５条である。例えば、５条の規定では、白人の外国人女性であっても、合衆国市民権の取得資格を持たない男性（当時の規定ではアジア系）と婚姻している場合は帰化できないことになる。

２．４．２．合衆国市民権の再開に関する人種上の制約について

⑴1922年法によってひとまずは終了したかに見えたが、アジア出身の外国人と婚姻したアジア系合衆国市民は、市民権の再開が認められない。彼らは、1907年法・1922年法でも救済の対象とはならなかった。

このような背景には、当時の反アジア系移民感情が存在している（内容については、本章前述ほか第２章も参照）。また、当時の帰化規定について、裁判所は、前述の Thind 判決に代表されるように、アジア人に対する人種的偏見を露骨に表明し、合憲と判断していた。

市民権を喪失し、一般的な住所は、上記の期間の居住地と推定される」。なお、十分な証拠を提示した場合、この推定は覆される。

156 Historical Overview of the National Woman's Party, *in* The Library of Congress/American Memory Women of Protest: Photographs from the Records of the National Woman's Party.

157 *Id.* 他には、NWP 運動の成果として、例えば、合衆国憲法第19修正１項「合衆国または州は、合衆国市民の投票権を、その性を理由として奪いまたは制限してはならない」（1919年６月４日発議、1920年８月18日成立）に結実している。

158 Act of September 22, 1922, ch.411, §5, 42 Stat.1021, 1022.

合衆国市民権の再開に関する人種上の制約を示した事例は、Ex parte Ng Fung Sing[159]である。これは、中国系の元合衆国市民女性であって、他国民と婚姻し、合衆国外に居住していた女性が、合衆国市民権の再開する権利を主張し、合衆国への入国許可を求めた事案である。判決は、次のように述べ、原告の主張を一蹴する。

> 「1924年移民法は、出身国がどこであっても―合衆国領も含まれる―中国人の子孫の入国を認めていない。原告が合衆国内で生まれたとしても、…彼女は、現在市民権を有する国で生まれたとみなされる。排除されるべき人種であること、排除される人種の国民であることによって、彼女は合衆国市民権の取得資格を持たず、現行法上、入国が認められない[160]」。

Ng Fung Sing 判決によれば、原告は「合衆国市民権取得資格を持たない外国人は、合衆国への入国が認められない」と定めた1924年移民法13条(c)[161]により、合衆国内に入国できない。したがって、原告は、海外に居住せざるを得ないことになり、合衆国市民権の再開ができない[162]。

(2) Ex parte Ng Fung Sing 判決では、原告が合衆国内に居住できないことを理由に合衆国市民権の再開が結果として認められなかったが、仮に原告が合衆国内に居住していた場合であっても同様の問題が生じる。なぜならば、合衆国市民権の再開は、簡潔な帰化手続と理解されていたため、帰化法上の制約に服するからである[163]。

1922年法がアジア出身の外国人、アジア系合衆国市民に与えた衝撃は大きい。例えば、幼少時にハワイ―当時のハワイはアジアからの移民を

---

159 6 F2d 670 (1925).

160 Ex parte Ng Fung Sing, 6 F2d at 671.

161 Immigration Act of 1924, ch.190, § 13 (c), 43 Stat.153, 162 (1924).

162 1924年移民法の下では、合衆国市民権取得資格を持たない外国人は、合衆国市民男性の妻であっても合衆国に入国できない（Chang Chan v. Nagle, 268 U.S.346 (1925).）。

163 Cott (1998), *supra* at 1466.

大量に受け入れていた―に移住してきたアジア出身の外国人男性と、ハワイ先住民女性が結婚した場合、ハワイ先住民族女性は、一度もハワイから出たことがないのに合衆国市民権を喪失する[164]。

２．５．性差別的要件の撤廃と現代

⑴その後は、NWP に代表される女性団体によるロビイング活動の結果として、1930年代には1922年法の規定が徐々に緩和されていく（詳細は脚注を参照[165]）。また、1940年代には、上述したように、大日本帝国が

---

[164] Volpp, *supra* at 441-442.

[165] ①1930年法（Act of July 3, 1930, ch.835, §1, 46 Stat.854, 854.）

1922年法３条後半が定める国外居住による合衆国市民権の喪失規定を削除した。

②1931年法（Act of March 3, 1931, ch.442, §4 (a), 46 Stat.1511, 1511-1512.）

この改正によって、1922年法３条は、以下のように改正された。

「(a) 合衆国市民女性は、本改正以後は婚姻を理由として合衆国市民権を喪失しない。ただし、外国人の帰化に関する管轄権を有する裁判所にて合衆国市民権を放棄することを正式に宣言する場合を除く。」

「(b) 本改正が成立する以前に、外国人、または合衆国市民権取得資格を持たない外国人との婚姻後に海外に居住することによって合衆国市民権を喪失した女性は、もし彼女が積極的行為によって他国の国籍を取得していなければ」帰化資格を有する。

この改正では、合衆国市民女性は、合衆国市民権取得資格を持たない外国人男性と婚姻したとしても、合衆国市民権を喪失しない。1931年改正によって1922年法が定めていた人種による制約が廃止された。

③1934年法（Act of May 24, 1934, ch.344§4, 48 Stat.797, 797.）

「この法律以後、合衆国市民と婚姻した外国人、あるいは配偶者が帰化した外国人は、婚姻または配偶者の帰化を理由として合衆国市民権を取得することはない」。

1922年法２条を上記のように改正し、女性にのみ課せられていた要件を外した。通常よりも簡易な条件で帰化することを認めている点については1922年法と変わらない。

④1936年法（Act of June 25, 1936, ch.801, 49 Stat.1917.）

「合衆国内で出生した合衆国市民の女性であって、1922年９月22日以前に、外国人との婚姻によって合衆国市民権を喪失した者が、外国人との婚姻関係

大東亜共栄圏構想の下、日中戦争・太平洋戦争を展開していたことへの対抗として、人種要件も撤廃されていく。

1952年に制定され、現行法でもある移民国籍法311条[166]は、「合衆国に帰化する権利は、人種、性別、婚姻を理由として否定されない」と規定し、人種や性別、婚姻に基づく帰化の制約は完全に消滅した。

ただし、20世紀中盤に、性差別を解消すべきであるという見解が、判例の中では一般的であったとは言えない[167]。また、同法では、同性愛者や重婚者については考慮の対象から外れている[168]。

⑵上記の規定に関して、近年の動向として興味深いのは、2001年に連邦議会に提出された「女性市民権回復法」案[169]である。

これは、カリフォルニア州選出の Anna G. Eshoo 下院議員が主導した。この法案は、1907年年法から1922年年法までの期間に、外国人との婚姻によって合衆国市民権を喪失した女性の合衆国市民権の回復を実現する内容を規定している。

を終了した場合」、当該元合衆国市民は、特定の機関（帰化に関する管轄権を持つ裁判所、大使館、公使館、領事館）において忠誠宣言を行うことによって、合衆国市民権を再開する。

1936年法によって、1907年から1922年の間に婚姻によって合衆国市民権を喪失した女性は、外国人との婚姻関係が終了した場合（例えば離婚や夫の死去）、申請によって市民権が再開することが可能となった。

⑤1940年法（Act of July 12, 1940, ch.509, 54 Stat.715.）

1936年法の要件が緩和される。「終了」だけではなく、「婚姻以後合衆国内に継続して居住している場合」も、合衆国市民権の再開が可能となった。

166 Immigration and Nationality Act, ch.477, §311, 66 Stat.163, 239 (1952), 8 U.S.C.A.§1422.

167 例えば、Goesaert v. Cleary, 335 U.S.464 (1948) では、男性オーナーの妻か娘でない限り、女性がバーメイドに従事することを禁止した州法を合憲と判断した。この判決では、飲料が提供される場所に勤務するバーメイドが、男性オーナーの妻か娘であるならば、「道徳的、社会的問題」が生じにくいことを根拠としている。この判決では、男性は、夫または父親として、母親、娘の貞操を管理する発想に立脚している。

168 Volpp, *supra* at 481.

169 H.R.875, 107 Cong. (1st Sess.2001).

ただし、この法案は1922年法以降も外国人との婚姻による合衆国市民権の離脱は生じていたことを見逃している。また、この法案の対象となる者のほとんどが死亡していると推測されているため、対象は狭い。さらに、Eshoo 議員自身も、この法案の成立に向けて特に積極的な行動を起こしているわけではない。

結局、法案を提出したという行為に象徴的な意味はあるかもしれないが、アメリカ合衆国社会の中で、この法案がどれほどまで理解されているのか疑問が残ると評価されている[170]。むしろ、この法案が救済法案として遅きに失した感があること、1922年以降の実態を見逃していたことも考慮するならば、連邦議会が特定のカテゴリに属する女性を望ましくないと判断して市民権を喪失させていたことが、合衆国内で忘れ去られていた歴史であることを示している。

3．出生地主義と人種― Wong Kim Ark 判決の持つインパクト

以上、帰化と人種をめぐる諸判決を概観してきた。今まで見てきたように、帰化申請者に対する偏見及び差別意識が判決に反映していたことがわかる。

このような時代状況であったからこそ、中国人に対しても第14修正が定める出生地主義が及ぶと判示した United States v. Wong Kim Ark[171] の重要性が際立つ。Wong Kim Ark 判決は、帰化事例ではないが、判決の重要性に鑑み、ここで言及することにする。

⑴ Wong Kim Ark 判決の争点は、合衆国に永続的ドミサイルを有し、外交とは無関係の労働者であった両親の下、サンフランシスコで出生し

---

[170] Volpp, *supra* at 448-449.

[171] 169 U.S.649 (1898). なお、Wong Kim Ark 判決は、以下のような事案である。Wong Kim Ark は、1873年に、中華帝国臣民の両親の下、サンフランシスコで生まれた。両親は、Wong Kim Ark が出生した時点では、合衆国に永続的ドミサイルを有し、外交施設とは無関係の労働者であった。Wong Kim Ark は、その後、一旦、中国に向けて旅立ち、合衆国へ帰国した。そのとき、Wong Kim Ark は合衆国市民ではないと判断され、合衆国へ入国が認められなかった。そこで、Wong Kim Ark は、合衆国市民である以上は、合衆国へ入国する資格があると主張した事例である。

た Wong Kim Ark が、出生地主義を定めた第14修正第１節（「合衆国内で誕生しまたは合衆国に帰化し、合衆国の権限に服する者は、合衆国の市民であり、かつその居住する州の市民である」）の効力によって、合衆国市民権を取得したのかどうか、であった。

法廷意見は、インディアン、外国軍による占領、外国要人、外交代表を除いて、領域内で生まれた子どもは、親が外国人であろうとも、子の出生の時点で、合衆国市民権を取得するという出生地主義の原則が及ぶと判示し、Wong Kim Ark が合衆国市民であることを認めた。

Wong Kim Ark 判決以外にも、出生による合衆国市民権の取得が争われた事例としては、黒人は合衆国の構成員ではないと判示し、第14修正の出生地主義を定める契機となった Dred Scott 判決[172]、「使節や領事の子ども、及び合衆国内で生まれた外国要人の市民または臣民」は、「合衆国の権限に服する者」ではないため、第14修正の効力が及ばないと判示した the Slaughter House Cases[173]、同じくインディアン部族には及ばないと判示した Elk v. Wilkins[174]がある。

国家の代表であり、外交特権を享受する者に「合衆国の権限」が及ばないことは、国際法上[175]も認められた原則である[176]。また、外国軍隊が合衆国を占領している時点において、合衆国の権限が及ばないことも、十分に理解できる。インディアン部族も、かつては外国に匹敵する独立した地位が認められていたこと[177]を考慮に入れれば、合衆国の権限が及

---

[172] Scott v. Sandford, 19 Howard (60 U.S). 393 (1857).

[173] 83 U.S.36, 73 (1873).

[174] 112 U.S.94, 99-103 (1884).

[175] 例えば、国籍法抵触条約第12条では、「ある国の国籍をその国の領域における出生を理由として付与する法令の規定は、当該出生国で外交上の免除を享有する者の子には、当然には適用されない」、外交関係に関するウィーン条約の「国籍の取得に関する選択議定書」第２条では、「接受国の国民でない使節団の構成員及びそれらの者の家族の構成員でその所帯に属するものは、接受国の法律の適用のみによっては同国の国籍を取得するものではない」と規定している。

[176] 山本草二『国際法〔新版補訂〕』（有斐閣・2002年）504頁、575-576頁。

[177] 例えば、Cherokee Nation v. Georgia, 30 U.S.1, 17 (1831)、Worcester v. Georgia, 31 U.S.515, 561 (1832) を参照。詳細については第６章。

ばないと解することにも十分な根拠がある[178]。

⑵では、このような判決に比べて、Wong Kim Ark 判決は、どのような特徴、意味を有しているのか。

第一に、Wong Kim Ark 判決は、出生地主義が及ぶ範囲を限定する見解を否定した意味を持つ。当時の訟務長官であった Holmes Conrad ―連邦政府の権限を拡張した再建期立法に反対する南部人でもある―は、合衆国市民権に文化的、社会的境界を設定し、中国人を共同体の一部として認めないと主張した[179]。そして、Conrad は、中国人は、インディアンと同様に、文化的、社会的忠誠の観点から、外国権力に服従しているため、出生地主義の効力が及ばないと考えていた[180]。Wong Kim Ark 判決は、このような見解の適切性を判断するための、テスト・ケースである。

もちろん、このような見解の背景には、上述したような反中国人感情がある。訟務長官の見解を否定した Wong Kim Ark 判決は、反中国人感情に支えられた、第14修正の妥当範囲を限定する見解を否定する意味を持つ。

第二に、Wong Kim Ark 判決は、出生地主義が、コモンロー上の原則であることを改めて確認した。本件は、直接的には第14修正の解釈をめぐる判決であるが、Gray 裁判官による法廷意見は、外国人の親から生まれた子であっても、領域内で出生しているならば、市民権を取得することが、大英帝国の植民地であったとき以来の伝統であり、合衆国建国期からの原則として、判例上も確立していたことを例証した[181]。これ

---

[178] この点については、Earl M. Maltz, *The Fourteenth Amendment and Native American Citizenship,* 17 Constitutional Commentary 555 (2000).

[179] Lucy E. Salyer, *Wong Kim Ark: The Contest Over Birthright Citizenship,* in David A. Martin & Peter H. Schuck ed., *Immigration Stories* 71 (2005)

[180] *Id.* at 71-72. 同様に、出生地主義に対する批判を熱心に展開していた論者として、George D. Collins, *Citizenship by Birth,* 29 American Law Review 385 (1895)、そして、Collins の見解に対する同時代の論者による批判として、Henry C. Ide, *Citizenship by Birth-Another View,* 30 American Law Review 241 (1896) を挙げることができる。

[181] *Wong Kim Ark,* 169 U.S.at 655-666. Wong Kim Ark 判決は、人種的劣位を

により、出生地主義が、歴史的な正当性を有していることが示された。

第三に、Wong Kim Ark 判決は、第14修正の起草者の意図を再確認し、それに正当性を与えた意味を持つ。第14修正起草時に、Cowan 議員は、「カリフォルニアに居住している中国人移民の子どもは、合衆国市民なのか[182]」、「モンゴル人種の移民の流入によって蹂躙されている[183]」「カリフォルニア人民は、自らを守る権限があるのか[184]」という疑問を提出している。

これに対して、カリフォルニア州選出の Conness 議員は、カリフォルニア州内で生まれた子どもは、両親が中国人であっても、合衆国市民であるとする立場に賛成した上で[185]、「モンゴル系の両親の下で生まれた子どもは、合衆国憲法によって、市民的権利を享受し、法の下では、他者と等しい保護を有する[186]」と述べた。

Wong Kim Ark 判決は、このような起草時の議論も、推論の根拠として用いている[187]。これにより、Wong Kim Ark 判決は、歴史的な正当性だけではなく、起草者意思の観点からも、中国人に対して出生地主義の効果によって合衆国市民権を付与する正当性を与えた。

⑶では、Wong Kim Ark 判決は、後の合衆国において、どのような影響を与えたのか。

第一に、Wong Kim Ark 判決は、象徴的な重要性を有するものの、実際の影響力は、限定されている[188]。なぜならば、親である中国人移民は、当時制定された、中国排斥を目的とする一連の法律―そして、これらの法律は、前章で検討したように絶対的権限の法理の下、合憲と判断され

理由として黒人を合衆国市民から排除した Dred Scott 判決であっても、出生地主義を否定していない点を挙げる（*Id.* at 662）。

[182] Cong. Globe, 39 th., Cong., 1st Sess.2890 (1866).

[183] *Id.* at 2891.

[184] *Id.*

[185] *Id.*

[186] *Id.* at 2892.

[187] *Wong Kim Ark,* 169 U.S.at 698-699.

[188] Earl M. Maltz, *The Fourteenth Amendment and the Law of the Constitution* 84 (2003).

ている―により、既に、合衆国から退去強制、若しくは入国拒否によって、排除されていたからである。

第二に、Wong Kim Ark 判決により、移民の第一世代は合衆国市民権を取得できないが、第二世代以降は、人種に関係なく、合衆国市民権を取得できることが確定した。この判決は、子どもが合衆国市民権を取得し、その利益を享受できるにも関わらず、両親が子どもならば享受しうる利益から除外されていることを正当化することができないという批判を高める契機にもなった[189]。

もっとも、Wong Kim Ark 判決によって、すべてが解決したわけではない。Cong Lum v. Rice[190]では、「分離すれども平等」法理を示した Plessy v. Ferguson[191]に依拠しながら、合衆国で生まれた中国系合衆国市民を白人学校に通わせないことを正当化した。また、1941年以後、連邦政府は、日系合衆国市民に対して、敵性人種であることを理由として、太平洋岸の軍事地域から、自発的退去を促す事件が生じた[192]。このように、第14修正が定める出生地主義によって合衆国市民権を取得した者であっても、その出自、肌の色を理由に、合衆国内において劣位にある地位しか与えられなかった（なお、第７章参照）。

しかし、人種的偏見を背景に、合衆国内で出生した中国人に対して第14修正による出生地主義は及ばないという合衆国政府側の見解を否定し、出生地主義を確立した Wong Kim Ark 判決は、帰化に対する人種的制約が当然視されていた時代に、いかにインパクトが大きい判決であったかを証明している。

---

189 Gordon (1945), *supra* at 251.

190 Cong Lum v. Rice, 275 U.S.78 (1927).

191 163 U.S.537 (1896). これは、鉄道において、黒人専用の車両と白人専用の車両を分離すること定めたルイジアナ州法について争われた事例である。法廷意見は、人種を理由とする施設の分離自体は、分離後の施設が平等ならば第14修正に反しないと判示し、合憲判断を下した。

192 M.L. ベネディクト（著）/ 常本照樹（訳）『アメリカ憲法史』（北海道大学図書刊行会・1994年）171-172頁、進藤久美子「日系人強制退去」アメリカ学会（編）『原典アメリカ史 第６巻』（岩波書店・1981年）75頁。後に、自発的退去ではなく、刑事罰が伴う強制退去に変更されている。

⑷その後、20世紀の合衆国では、不法滞在外国人の増加、及びその子らが出生地主義の効力によって合衆国市民権を取得する事態が深刻化した。このような事情を背景として、第14修正の解釈を変更する見解が登場した。

Peter H. Schuck と Rogers M. Smith は、1985年に出版した共著において、合衆国市民権は、個人と合衆国政府の双方の合意によって与えられると示した[193]。そして、合衆国内で生まれた不法滞在外国人と非移民の子どもに対して、合衆国政府は同意を与えていないため、出生地主義の効力が及ばないと主張した[194]。Schuck と Smith の見解に従うならば、出生地主義の効力が及ぶ対象は、合衆国市民と、合法的に居住する外国人の子どもに限定されることになる[195]。

しかし、このような見解は、全く受け入れられていない。Gerald L. Neuman によれば、起草者たちも、合衆国内で生まれたすべての人に対して合衆国市民権を与えると判断していたため、Schuck と Smith が提示した第14修正上の文言である「権限」に関する解釈は正当化されない[196]。更に、Neuman は、次のように述べる。

> 「私は、ヨーロッパ系の両親であり、その入国が州の貧民法に違反する者、州の犯罪による入国拒否の対象となる者、州の検疫法に違反する者の子どもであり、合衆国内で生まれた者が、同様の理由によって、合衆国市民ではないと判断された事例を、第14修正の制定以前、以後も、見たことがない。同じく、私は、強制的連邦登録制度が実施されていた短期間に、登録を怠った外国人の子どもであり、合衆国内で生まれた者が、合衆国市民権を否定される事例を見たことがない。このような事例の欠如は、歴史的に考慮すると、不

[193] Peter H. Schuck & Rogers M. Smith, *Citizenship Without Consent* 85-86 (1985).
[194] *Id.* at 118.
[195] *Id.* at 116.
[196] Gerald L. Neuman, *Strangers to the Constitution:immigrants, borders, and fundamental law* 172-175 (1996).

法滞在の両親の子どもは、合衆国の『権限に服する』者であり、合衆国市民であるという結論の妥当性を、切り下げるものではなく、強化するものである[197]」。

このように、むしろ、合衆国では、「出生地主義は不利益も含むが、法文書によって、非常に重要な原理として、正当化されている[198]」と受け止められている[199]。これは、Wong Kim Ark 判決によって確立した出生地主義が、現在においても、合衆国における重要なコミットメントであり、容易には廃止できないことを示している[200]。

４．帰化と思想信条の自由

上記では、人種と合衆国市民の範囲の問題を取り上げた。人種と並んで、合衆国市民の範囲の基準設定にとって重要な指標として注目すべきは、思想である。「合衆国市民権の取得は神聖な事項である[201]」という発想の下、合衆国の基本理念に敵対的な思想を有する（と想定される）外国人に対しても帰化規制が展開されていた。以下では、視点を変え、帰化要件のうち、合衆国憲法に対する忠誠を要求する規定に着目する。これは、一種の思想、信条を理由とする帰化規制である。この規定は、戦後の日本の国籍法の改正時に影響を及ぼしている[202]。

４．１．制定法の変遷

---

[197] *Id.* at 178.

[198] *Id.* at 166.

[199] なお、この点に関する整理としては、高佐智美『アメリカにおける市民権―歴史に揺らぐ「国籍」概念―』（勁草書房・2003年）324-326頁も参照。

[200] Salyer, *supra* at 79.

[201] Chaunt v. United States, 364 U.S.350, 352 (1960).

[202] 日本の国籍法５条では、帰化要件を１号から６号まで定めている。１～５号までは改正前にも存在していたが、６号は新設された要件である。したがって、正確に言えば、５条６号は、1940年に制定された Nationality Act of 1940, §305, 54 Stat.1137, 1141 (1940) の影響を受けている。この点については、平賀健太『国籍法 下巻』（帝國判例法規出版社・1951年）307頁を参照。

憲法に対する忠誠を帰化資格の一つとして位置づけることは、最初の帰化法制定時から定められていた。既に見た1790年帰化法では、帰化資格として、白人要件と並んで、「合衆国憲法を支持する[203]」ことを定めていた。

合衆国最初の帰化法は、制定から５年後の1795年に改正される。これは、フランス革命により、ヨーロッパからアメリカへの避難者が増大し、移民規制及び帰化規制を強化する意識が高まったことを理由とする[204]。1795年法においても、合衆国に居住している期間が２年から５年へ延長した以外にも、出身国への忠誠を放棄すること、及び、「良き道徳心を持ち、合衆国憲法の原理に対して愛着を抱き、合衆国の良き秩序と幸福を好む者として振る舞っている[205]」外国人を帰化の対象としている。

憲法忠誠要件の趣旨及び目的については、以下のように説明される。

> 「合衆国憲法原理に対する愛着とは、純粋に、合衆国に行き渡っている基本的な政治的習慣と政治的姿勢を受容すること、そして、それに由来する法律を遵守しようとする意欲を意味する。制定法の要件の目的は、一般に、共同体に基本原理と合致する人々のみを合衆国市民として認めることである。…したがって、制定法は、我々の社会と運命を共にし、我々の社会の運命を、自らのものとする外国人側の意思を求める[206]」。

このような趣旨説明から理解できるように、憲法忠誠要件は、合衆国において成立している秩序を維持するため、合衆国と実際に対立している、または合衆国の基本原理と敵対的な、国家及び組織の構成員を排除することが目的である。したがって、憲法忠誠要件の趣旨・目的は、合

---

[203] Act of March 26, 1790, ch.3, 1 Stat.103.

[204] Kettner, *supra* at 240.

[205] Act of January 29, 1795, ch.20, §1, 1 Stat 414.

[206] Petition of Sittler, 197 F. Supp.278, 280 (1961). 憲法忠誠要件に関する詳細な趣旨説明については、Baumgartner v. United States, 322 U.S.665, 673-674 (1944) も参照。

衆国と現実に対立する組織の構成員に対する帰化資格を否定する法律とも共通性が高い。

一例として、敵性外国人に対する帰化の拒否を挙げることができる。第２章で述べたように、XYZ 事件を契機として、対フランス関係が悪化した際、フェデラリスト派の強硬な態度を背景に、連邦議会は、外国人、特にフランスから来た急進派及び反英的アイルランド人のアメリカ合衆国内における政治活動の規制及び反政府的な活動を制限する目的で、外国人に対する規制を強化する一連の法律を1798年に制定した[207]。その一つとして、敵性外国人に対する帰化の制限が設けられる[208] [209]。この規定には、リパブリカン派は激しく抵抗していた。

この法律は、1800年の大統領選挙において Jefferson が勝利したこと、フェデラリスト派が敗北し、リパブリカン派が政権を担ったことを契機として、1802年に廃止される。しかし、1802年に定められた帰化法[210]は、「1795年に制定された一般的要件に回帰した[211]」と評価されているように、居住要件が短くなった以外は、合衆国憲法に対する忠誠要件、敵性外国人に対する帰化制限も継続する。

この1802年法が、「19世紀におけるこの問題に関する立法の、最後の

---

[207] M.L. ベネディクト（著）/ 常本照樹（訳）『アメリカ憲法史』（北海道大学図書刊行会・1994年）47-50頁、紀平英作（編）『アメリカ史』（山川出版社・1999年）93-95頁［明石紀雄執筆］。

[208] Act of June 18, 1798, ch.54, §1, 1 Stat.566, 567. 例えば、この時期には、「敵意を持つと疑われる者を取り締まり、排除する」ことを目的として、帰化要件の厳格化（例えば、居住要件の延長）が主張されている。この点については、No.108. Revision of the Naturalization Act, and Prescribing Regulations Respecting Aliens, *in* American State Papers, House of Representative, 5th Congress, 2nd Session, Miscellaneous:Volume 1, at 180を参照。

[209] 他に制定された外国人規制の法律として、大統領に対し、特定の外国人に対する退去強制命令を出す権限を授権する法律（Act of June 25, 1798, ch.58, 1 Stat.570）と、敵性外国人に対する処遇を定める法律（Act of July 6, 1798, ch.66, 1 Stat.577）がある。

[210] Act of April 14, 1802, ch.28, 2 Stat.153.

[211] Kettner, *supra* at 245-246.

重要な一本[212]」となった。既に検討したように、南北戦争を契機として、1870年には、黒人に対しても帰化資格を拡大する改正を行ったが、それに関連する改正を除いては、細かい改正しかない。

再び帰化資格が問題化したのが、1906年の改正である。1906年法では、合衆国憲法を支持、擁護することという従来の要件に加えて、無政府主義者、及び組織的政府の破壊を指導する組織の構成員又は関係者を帰化の対象から明示的に除外した[213]。これは、合衆国内における無政府主義への脅威に対する応答である。合衆国内の動向としては、1901年にMcKinley 大統領が無政府主義者に暗殺される事件が生じていた。無政府主義者に対する帰化資格の否定は、1940年改正においても継続する[214]。

1950年には、1940年法を改正し、従来の規定に加え、共産主義者、全体主義者を帰化の対象から除外する[215]。1952年には、従前の規定を集約した法律が制定される。1952年法においても、「合衆国憲法の原理に愛着を抱いている[216]」ことが、帰化要件の一つとして規定されている。

現行法においても、憲法忠誠要件[217]とともに、合衆国政府に敵対する者、全体主義者に対する帰化の禁止[218]は維持されている。そして、以下に見るように、実際の事例では、両要件が扱う範囲は重なっている。

では、実際に、憲法忠誠要件は、帰化資格をめぐる判例の中で、どのような役割を果たしてきたのか。以下では、実際の判決を検討する。

４．２．判例の検討

---

[212] *Id.* at 246.

[213] Act of June 29, 1906, ch.3592, §§4, 7, 34 Stat.596, 597-598, 598-599.

[214] Nationality Act of 1940, ch.876, §305, 54 Stat.1137, 1141. なお、出入国管理については、同様の規定は既に存在していた。Act of February 5, 1917, ch.29, 39 Stat.874及び Act of October 16, 1918, ch.186, 40 Stat.1012を参照。

[215] Internal Security Act of 1950, ch.1024, §25, 64 Stat 987, 1013 (1950).

[216] Immigration and Nationality Act, ch.477, §316 (a), 66 Stat.163, 242 (1952).

[217] 8 U.S.C.A.§1427.

[218] 8 U.S.C.A.§1424.

合衆国では、上記の規定の下、共産党関係者[219]、ナチス関係者[220]、特定の宗教を信仰する者―特定の宗教的信念の下、合衆国市民に課せられる義務（例えば兵役など）に服することを拒否する者も含まれる―[221]などの帰化資格が争われていた。裁判所は、憲法忠誠要件を求める条文の合憲性は前提としつつも、具体的な事例への適用に際し、判断が分かれている。もちろん、それぞれの事案の差異が結論に影響を及ぼしているが、問題となっている団体との関係の密接さが結論を左右している。密接さ―とある判決の文言を借用するならば「共産党への汚染（tainted with Communist）[222]」―を判断する要素としては、関連団体への加入していたのか、加入していなくても、支持活動を行っていたのか、また、加入もしくは支持活動の時期や期間などが考慮要素となっている。

以下では、上記の一般的傾向ではなく、個別の重要判決の内容を検討する。

４．２．１．United States v. Schwimmer

⑴第一に取り上げる事例は、United States v. Schwimmer[223]である。これは、Schwimmer が帰化申請をした際に、「もし必要ならば、合衆国を守るために徴兵に応じるか？」という問に対して、「私は、個人的には軍隊に加入しません」と答えたこと[224]を理由として、帰化が拒否された事例である。当時、Schwimmer は、「平和主義者、反戦家として国際的に名が通っていたので、彼女の申請は、最初から政治的意思表示と

---

[219] In the matter of Pruna, 286 F. Supp.861 (1968), Grzymala-Siedlecki v. United States, 285 F.2d 836 (1961).

[220] Baumgartner v. United States, 322 U.S.665 (1944), Knauer v. United States, 328 U.S.654 (1946), In re Kullman, 87 F. Supp.1001 (1949), Petition of Sittler, 197 F. Supp.278 (1961).

[221] In re Pisciattano, 308 U.S.818 (1970), In the Matter of Williams, 474 F. Supp.384 (1979), Petition for Naturalization of Kassas, 788 F. Supp.993 (1992).

[222] Chaunt v. United States, 364 U.S.350, 355 (1960).

[223] United States v. Schwimmer, 279 U.S.644 (1929).

[224] *Id.* at 647.

して扱われた[225]」。

Butler 裁判官の法廷意見は、次のように判断する。

「外国人は連邦議会が定めた統一的な規則に従って帰化することにより、合衆国市民と対等の立場を取得する。外国人は、合衆国市民となる当然の権利を有していないが、制定法の要件に従ってのみ帰化しうる。帰化によって与えられる特権には非常に重要な価値があるため、帰化要件・手続きを定める法律は統治体制を選好し、支持するという重要な目的に合致するように解釈されなければならない。望まれない外国人、様々な理由により基準に到達しない外国人が帰化することを防ぐためには、法律は、申請者に対し、要件を満たしていることを十分な証拠によって示すことを要求している[226]」。

「必要が生じた場合、敵から我々の統治体制を防衛するために軍役につくことは市民の義務である。これは、合衆国憲法の基本原理である。共同防衛（common defence）は、人民が信託し、合衆国憲法を制定した目的の一つである。…合衆国市民に対する政府の義務には、合衆国市民が負う相互的な義務も含まれ、必要に応じて軍役に報いなければならない[227]」。

「ナショナリズムなき者は、ネーション又は政府への親愛を示す結びつきに縛られない。そのような者は、帰化申請をする外国人に要求される合衆国憲法の基本原理に対する愛着、献身が欠如しているとして、責任を追うべきである[228]」。

法廷意見は、上記のように判断し、Schwimmer の主張を否定してい

[225] リンダ・カーバー(著)/宮地ひとみ(訳)「憲法は〈女らしさ〉を保証しない―市民としてのアメリカ女性―」同志社アメリカ研究35号40頁（1999年)。
[226] Schwimmer, 279 U.S.at 649.
[227] *Id.* at 650.
[228] *Id.* at 652.

る。この判示から読み取れるように、合衆国市民として負担すべき特定の義務（この場合は兵役）を神聖視し、その義務の履行を拒否する者への非難が判決の思考に現れている。

⑵このような法廷意見の思考とは対照的に、Holmes 裁判官は、「我々に賛同する人々にとっての思想の自由ではなく、我々が憎む人々に対しても思想の自由[229]」を合衆国憲法は基本原理として承認していると述べ、自らの平和主義的理念に基づいて従軍を拒否した者であっても帰化を認めた。

Schwimmer 判決と同様に、宗教上の理由から兵役を拒否した者に対する帰化資格が争われた United States v. Macintosh[230]においても、Hughes 長官の反対意見は、原告の主張を否定することは、「合衆国市民、合衆国市民権申請者は、神に対する忠誠を世俗権力に対する忠誠よりも劣ったものであるとみなさなければならない[231]」ことであって、合衆国が宗教的信念に基づく兵役拒否者に対して義務を免除してきた合衆国の「幸せな伝統[232]」を連邦議会は尊重し、世俗権力と神との対立を回避する必要がある、と述べる。

４．２．２．Schneiderman v. United States

第二に取り上げる事例は、Schneiderman v. United States[233]である。これは、1927年に帰化し、帰化以前に、及び帰化後も、共産党（前身の労働者党も含む）の一員として活動していた Schneiderman の帰化資格が争われた。Schneiderman は、途中から、構成員を教導し、組織を統括する地位に就くようになった。合衆国政府側は、1906年法に照らし、Schneiderman を、合衆国憲法原理に反対する組織の一員として判断し、違法に取得した合衆国市民権であると主張し、Schneiderman の帰化を

---

[229] United States v. Schwimmer, 279 U.S.644, 655 (1929).

[230] United States v. Macintosh, 283 U.S.605 (1931). なお、同日に下された United States v. Bland, 283 U.S.636 (1931) においても、同様の判断が下されている。

[231] *Id.* at 634.

[232] *Id.*

[233] 320 U.S.118 (1943).

取り消した。これに対し、Schneiderman が、帰化の有効性を主張した。

法廷意見は、Schneiderman の帰化の有効性を認めた。法廷意見は、合衆国市民権を奪われた場合に生じる損失が大きいことを理由に、合衆国市民権が奪われる場合は、明確に定められた基準によって判断されなければならないと判示した[234]。その上で、法廷意見は、上述した Holmes 反対意見や Hughs 長官の反対意見の立場に賛成する[235]。

法廷意見は、共産党に関連する文書などを検証し、共産党に関する原理を信奉することは、必ずしも合衆国憲法に対して愛着を抱いていないという証拠とはならないと結論を下した。法廷意見は、憲法起草者たちは、年月が経過することにより、合衆国憲法に対して「政治的拘束具[236]」を設定していなかったこと、憲法修正を定めた第５編及び思想の自由を保障する第一修正を考慮に入れると、急激な変化を主張する人々であっても、必ずしも合衆国憲法に対して愛着を抱いていないとは限らないことを指摘した[237]。

上記に述べたように、Schneiderman 判決は、Schwimmer 判決において示された反対意見が反映されている。この点を踏まえて、Schneiderman 判決の重要性を再確認する見解については、後に言及する。

４．２．３．Giroud v. United States

第三の事例は、Giroud v. United States[238]である。これは、the Seventh Day Adventist と呼ばれるキリスト教の一宗派の会員である者が帰化申請をした際、自らの信仰上の理由により、徴兵されたとしても武装して戦うことを拒否した場合（Giroud 自身は、例えば、医療などの非武装業務に就くこと自体は拒否していない）の帰化資格が争われた。

法廷意見は、Schneiderman 判決と同様に、Schwimmer 判決におけ

---

[234] *Id.* at 122-123.

[235] *Schneiderman,* 320 U.S.at , 135, 138, 144.

[236] *Id.* at 137.

[237] *Id.* at 137-138.

[238] 328 U.S.61 (1946).

る Holmes 反対意見や、宗教上の理由から兵役を拒否した者に対する帰化資格を認めた Macintosh 判決における Hughes 長官の反対意見を先例として引用しながら、兵役の拒否した外国人に対して合衆国市民権を認めないという一般的ルールの存在を否定する[239]。そして、法廷意見によれば、合衆国への貢献は、武装して戦闘することに限定されるわけではなく、Giroud は、自らの信仰を理由に、貢献の手段は限定されてしまうが、従軍を拒否したことが、「必ずしも我々の制度に対する背信の兆候や、愛着の欠如を示すわけではない[240]」。

さらに、法廷意見は、Schwimmer 判決における Holmes 反対意見に加えて、「思想の自由―それには宗教思想の自由も含む―は、自由な人間の社会における基礎である[241]」と判示した United States v. Ballard ―なお、Ballard 判決の判示自体は、West Virginia Board of Education v. Barnette[242]に依拠している―を引用しながら、個人の信仰の自由の重要性を強調した[243]。法廷意見は、上記の観点から、Giroud の帰化資格を認めた。

Giroud 判決では、Schneiderman 判決が用いた根拠（Holmes 裁判官、Hughes 長官）に加えて、Ballard 判決（間接的には Barnette 判決も含む）が、判断の考慮要素になっている。

４．３．思想の選別と帰化資格の設定

４．３．１．合衆国市民の範囲と寛容

かつて、Charles A. Beard は、20世紀中ごろに出版された著書において、次のように述べた。

「もちろん、帰化した市民は、自分の好きなことを信ずることが

---

239 *Giroud,* 328 U.S.at 63-64.

240 *Id.* 64.

241 322 U.S.78, 86 (1944).

242 319 U.S.624 (1943). Barnette 判決では、公立学校において国旗に対する敬礼を定めた州法は、第１修正、第14修正に違反すると判示した。

243 *Giroud,* 328 U.S.at 68-69.

できます。しかし帰化市民はその言動に注意しなければなりません。もし帰化後あまり日がたたないうちに、戦時において、良心的反戦論者であるとか、あるいは革命的共産主義者であるとかを、自分で公言するようなことをすると、起訴されて、市民権を失うようになるかもしれないと思います。もちろん、市民権を失うかどうかは、すべて検事、判事、陪審員の意見によることだし、また相当その時々の民衆感情の状態によると思います。もし一般公衆の感情が激して来ていると、こういったような帰化市民は、上告審で最高裁判所がその人を救わない限り、窮地に立たされて、市民権を失うことになるのではないかと思います[244]」。

帰化市民が、「ただ検事や、判事や、陪審員や、興奮した市民たちの、気まぐれやご機嫌を考えなければならないと言うんだったら、私たちは病院や工場なんかにいても、おっかなびっくりの状態にいなければならないでしょうね[245]」。

Beard は、このような立場から、「我々に賛同する人々にとっての思想の自由ではなく、我々が憎む思想[246]」の自由をも合衆国憲法は基本原理として承認していると判示した Schwimmer 判決における Holmes 反対意見に対する支持を表明している[247]。

上述した判決のうち、合衆国市民への帰化を認めた事例に共通していることは、このような、Schwimmer 判決における Holmes 反対意見へのコミットメントである。このような裁判例は、思想の自由へのコミットメントを前提としつつ、要件を限定的に解釈している。

寛容を説くことによって、思想を理由とする帰化規制が及ぶ範囲を限定する見解に対して、以下の指摘がある。

合衆国内で生まれ育った合衆国市民の中にも、帰化資格を拒否された

---

[244] チャールズ・A・ビーァド(著)/松本重治(訳)『アメリカ共和国 アメリカ憲法の基本的精神をめぐって』(みすず書房・1988年) 185-186頁。

[245] 同・186頁。

[246] United States v. Schwimmer, 279 U.S.644, 655 (1929).

[247] ビーァド・前掲185頁。

外国人と同様に、合衆国憲法に対する愛着を抱いていないと判断される可能性がある者が存在するかもしれない。しかし、「我々は、合衆国市民権という特権をどのような外国人に授けるのか、用心深く選択することができる[248]」。「皮肉なことに、我々の同胞によって、アメリカに対する空前の侮辱が行われている時代において、多くの帰化市民は、出生による合衆国市民よりも良い市民となる。彼らは、アメリカ式生活と合衆国市民権という特権を、以前の祖国と比較しうる。そして、彼らは、我々が問題を抱えているにもかかわらず、合衆国市民権の価値がどこにも負けないものであることを理解している[249]」。

生来的な合衆国市民の中にも、合衆国市民として相応しくない者がいるかもしれない。帰化によって合衆国市民権を付与するときには、既存の合衆国市民が比較の対象となる。他方、無制限に帰化を許容すると、既存の合衆国市民が形成してきた秩序が維持できなくなる可能性もある。合衆国と実際に敵対していた国家の国民又は組織の構成員であった者や、合衆国市民に課せられる義務又は責任を遵守しない者に対してさえも合衆国市民権を取得する資格を認めた諸判決は、上記の批判に耐え続けなければならない。この意味において、憲法忠誠要件と帰化資格に関する事例は、合衆国市民の範囲を示すと同時に、合衆国の寛容さを直接的に示す事例といえる。

４．３．２．Schneiderman 判決の意義―合衆国の寛容さ

David Fontana は、帰化資格の判断に関して合衆国の寛容さを示した事例として、憲法のケースブックなどにも取り上げられない Schneiderman 判決を、再評価しようとする。Fontana によれば、Schneiderman 判決は、移民政策において合衆国憲法が機能してきた歴史― Fontana の用語では、「移民憲法（immigration Constitution）[250]」と

---

[248] In re Matz, 296 F. Supp.927, 930 (1969). これは、エホバの証人を信仰している者の帰化資格を否定した事例である。

[249] *Id.* footnote 9.

[250] David Fontana, *A Case for the Twenty-First Century Constitutional Canon: Schneiderman v. United States,* 35 Connecticut Law Review 35, 62 (2002).

呼ばれる―の点について、重要な役割を果たしている。

第一に、共産党員の帰化を認めたSchneiderman判決は、合衆国市民にとって一種の市民宗教（civil religion）[251]として位置づけられている合衆国憲法が構成する（constitute）「我々」の範囲を詳細に検討するために、重要な事例である[252]。

第二に、Schneiderman判決は、市民的自由が侵害されやすい戦時に下された点に着目すべきである[253]。これは、戦時における市民的自由に対する制限を認めたKorematsu v. United States[254]や、Hirabayashi v. United States[255]、Ex parte Quirin[256]、Ex parte McCardle[257]とは対照的である。Schneiderman判決は、潜在的に合衆国市民権を剥奪される脅威にある多くの合衆国市民を保護するという「巨大かつ直接的な実際上の影響[258]」を有していた[259]。

第三に、Schneiderman判決は、政治部門に対する司法の自律性を示している。原告の市民権が無効であると主張されていた当初、ソヴィエトは、合衆国にとって、潜在的な敵であった。これに対し、法廷意見は、共産主義者であっても合衆国市民であると宣言する。Schneiderman判決と同様に、ナチスを支持することを宣言したドイツ出身の合衆国市民が合衆国憲法に忠誠を誓っていないと判断され、帰化を無効と判断されたBaumgartner判決においても、法廷意見は、Schneiderman判決に

---

[251] 合衆国憲法を市民宗教として位置づけるということは、合衆国憲法が、合衆国社会において、強いコンセンサスの対象であり、ときには憲法典が聖典として崇拝の対象である現象を指す。このような指摘として、Sanford Levinson, *Constitutional Faith* 9 (1988)。この点について扱った邦語文献として、阪口正二郎『立憲主義と民主主義』（日本評論社・2001年）261-262頁。

[252] Fontana, *supra* at 62-63.

[253] *Id.* at 65-66.

[254] 323 U.S.214 (1944).

[255] 320 U.S.81 (1943).

[256] 317 U.S.1 (1942).

[257] 74 U.S.506 (1869).

[258] Fontana, *supra* at 68.

[259] *Id.* at 70.

依拠しながら、合衆国市民権の取得を有効と判断した。このような事例は、司法が政治と距離を置いていたことを示している。

4．4．小括

以上、帰化要件のうち、憲法忠誠要件に注目し、思想を理由とする帰化資格の制限に関する立法、及び判例を紹介し、検討を加えた。上記に見たように、合衆国市民の範囲をどのように設定するのかという問題に関して、裁判所は、思想は重要な要素と位置づけているが、思想という指標によって、望ましい合衆国市民／望ましくない合衆国市民を選別することによる危険性を認識している。

なお、憲法忠誠要件については、今後は、テロリズムに関連する者の帰化が議論の中心になるだろう[260]。

5．本章が示したこと

本章の問題関心は、前章と同じく、合衆国市民の範囲がどのように設定されてきたのか、である。前章では、主に出入国管理について検討したが、本章では、人種要件と憲法忠誠要件をめぐる帰化事例を検討した。

帰化は出入国管理よりも、合衆国市民の範囲を直接にコントロールする。そのため、帰化事例は、誰が「我々」なのかという問いに対して、人種的嫌悪感や特定の思想に対する敵対意識など、生々しい応答を示している。本章で示したように、基準を設定する連邦議会だけではなく、裁判所も、人種意識を展開し、連邦議会の判断を是認している。

なお、国家の構成員の範囲を直接的に設定する帰化事例については、忠誠宣言の内容の適切さをめぐる見解の相違や、二重国籍に関する見解の対立など、他にも論争的な問題が存在するが、本章では検討しない。

---

[260] 一例として、United States v. Hovsepian, 359 F.3d.1144 (2004) を挙げることができる。